

524
223

6 7 8 9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9 7

始



15.2.10

524
227

内閣統計局翻譯

産業及職業分類の方法

目次

第一編 産業及職業分類の方法

緒言	一頁
一 緒論及一般的考察	三
二 「職業」と「産業」との差異	六
三 産業分類と職業分類との得失	八
四 分類方法統一に關する計畫の現況	一一
五 産業の分類	一四
イ 産業及用務に關する大分類	一四
ロ 製造工業の分類	一九
六 職業の分類	四二
七 労働統計の各部門に對する應用	四五
八 結 論	四八
附 録	
一 ベルチヨン氏職業分類案	四九
二 英帝國統計會議の決議	五一

524-223



内閣統計局 翻譯

産業及職業分類の方法

國際勞働統計會議（一九二三年自十月二十九日至十一月二日）參考用として作成したる報告
國際勞働事務局編纂研究及報告 N部（統計）第一號（一九二三年十二月）

大正
14.6.27
内交

産業及職業分類の方法

二

- 三 「産業及職業名鑑」に用ひたる分類表……………五二
（“Répertoire technologique des noms d'industries et de professions”）
- 四 産業災害關係機關國際協會（北米）案……………五五
- 五 各國の採用せる分類……………五六

第二編 國際勞働統計會議に於ける産業及職業分類に關する討議及決議

- 國際勞働統計會議に於ける産業及職業分類に關する討議及決議……………七三
- 勞働事務局提出決議草案……………七三
- 草案説明……………七六
- 全般に亘る討議……………八一
- 逐條討議……………八二
- 本會議に於ける△委員會委員長報告……………九二
- 勞働統計會議を通過したる決議正文……………九三

我が國に於ける職業分類……………九五

目次



例 言

國際勞働統計會議は、國際勞働機關の主催に依り、一九二三年十月二十九日より同十一月二日迄ジエネバに於て開會せられ、其の目的は若干の種類の勞働統計を國際的比較の見地より作成せんが爲に用うべき原則と方法とを論議するにあつた。

國際勞働事務局の理事會の定めた議題は、左の三項より成る、即ち

- (イ) 勞働統計に用うべき産業及職業分類
- (ロ) 賃銀及勞働時間に關する統計
- (ハ) 産業災害統計

國際勞働事務局の統計部に於ては、此等の事項に關する各別の報告を調製し、論議の基礎となるべき決議草案と共に豫め之を各國政府に廻付した。

此等の報告は主として、勞働統計會議の爲に作成したものであるが、實質に於ては夫々の事項に關する纏つた獨立の研究であつて、且つ會議に於て論議せられなかつた多くの問題が扱はれて居る。其の故にこの報告を會議の議事録と引離して發表することゝなつた。

本編の内容は事實の敘述に多少變更を加へた外、勞働統計會議に提出せられたものと同一である。

右の會議に提出せられたる決議草案は、討論の概要及び採用せられたる確定決議案と共に、本篇と同時に發行の會議の一般報告(註一)に之を蒐録した。

(註一) 國際勞働事務局編、國際勞働統計會議
 一九二三年十月二十九日より同十一月二日迄ジエネバに開催の勞働統計部代表者の國際會議に關する報告
 研究及報告、N部(統計)第四號一九二三年

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並んでいる）

目次

緒言

- 一 緒論及一般的考察
 - 二 「職業」と「産業」との差異
 - 三 産業分類と職業分類との得失
 - 四 分類方法統一に關する計畫の現況
 - 五 産業分類
 - イ 産業及用務に關する大分類
 - ロ 製造工業の分類
 - 六 職業分類
 - 七 勞働統計の各部門に對する應用
 - 八 結論
- 附 録
- 一 ベルチヨン氏職業分類案
 - 二 英帝國統計會議の決議
 - 三 「産業及職業名鑑」に用ゐたる分類表

目次

- (“ Répertoire technologique des noms d'industries et de professions ”)
- 四 産業災害關係機關國際協會(北米)案
 - 五 各國の採用せる分類

産業及職業分類の方法

緒言

産業分類と職業分類とは、あらゆる労働統計に缺くべからざる骨組をなすものである。國際労働事務局は事務開始の當時より此の問題の處理を必要と認め、一九一九年ワシントンに開催の第一回國際労働會議は、國際労働事務局の理事會をして失業の問題に關するあらゆる調査材料を、國際的に比較し得る如き形式及期間を用ひて、蒐集公表する爲、各國に採用せらるべき最良の方法に關する提案を爲す權能を有する國際委員會を設けしむることを決議した。

此の決議の結果として、國際労働事務局の理事會は一九二〇年六月八日に理事會の各部より一人づゝ、即ち三人の委員よりなる委員會を設けることに決した、此の専門委員會は多數専門家の援助を受け、一九二〇年より一九二一年の間數回に亘り會合を催ふした。右委員會の手によりて、各國政府の一致を容易ならしむる目的を以て作成せられた報告書には、「産業及職業名鑑」(Répertoire technologique des noms d'industries et de professions) に記載せられた産業及職業の分類を基礎として採用してある。右失業専門委員會の報告は、一九二二年四月に開催の國際労働事務局理事會に提出せられた。理事會は該報告中の草案に就ては別に意見を述べずに、國際労働事務局長をして之を國際労働機關に加入の各國政府に送付し、之に關する各國政府の意見を徴せしめたのである。(註一)

各國政府の回答は「失業統計編成の方法、各國政府の回答」と題する小冊子で考察せられてゐる。(註二)

(註一) 一九二一年九月十六日通牒

(註二) 國際労働事務局發行、失業統計編成の方法、各國政府の回答、研究及報告、C部(失業)第七號ジュネバ一九二二年

各國政府の回答に依て見れば、この問題は單に失業統計のみならず、一般に労働統計更に進んで國勢調査の統計の如き、他の統計とも關聯して考慮するに非ざれば一致點に到達し得ないものである。即ち加奈陀政府の回答意見には「提案すべき國際的分類は、一般的應用の可能なる原則に基く分類系統を有するものでありたい」といひ、且加奈陀統計局はその統計編成に於て「國勢調査、各種生産に關する統計、失業統計等諸方面の統一聯絡」を實行せることを示して居る。獨逸政府の回答は「獨逸の社會統計に關しては、各職業調査の結果の比較を行ひ、且つその比較の基礎をなす分類方法を維持せねばならぬ」こと及び失業専門委員會の提案の是非は、國勢調査に用ふる職業分類如何に依て定まるといふことを説いて居る。

英政府は、該政府が近き將來に變更を加ふることがありとすれば、失業統計材料の分類を「一九二一年の國勢調査に用ゐた産業及職業の分類と一層近く一致せしめるであらう」と述べて居る。

白耳義の回答は、一九一〇年の國勢調査の時に採用した分類は、白耳義で公表するあらゆる官府統計の基礎を爲すことを指摘して居る。諾威の回答は「職業及産業の國際的分類に關する問題は孤立の問題として取扱ふべきものではなく、且つ失業統計との關係のみを考へて決すべきものでもない、この問題は職業及産業の一般的分類の問題と結び付けて扱はねばならない。問題の分歧點は國勢調査の必要に應ずる分類と、主要産業の統計を目的とする分類とにある」と確言して居る。この最初の考慮の結果として、國際労働事務局は次の結論に達した、即ち「産業及職業の國際的分類の問題は、失業統計の問題だけ考へて決すべきものではなく、廣く社會統計全般と關聯して考究すべきものである。此等諸種の統計に依て供給せられた材料を國勢調査より得た材料と結び付けて考察せんとする企圖は各國で試みられ、その結果大體に於て失業統計に用ふる産業或は職業の分類と、國勢調査の目的の爲に用ゐられた分類との調和を計畫するに至つたのである。」

(註一)

(註一) 前掲書五三頁參照

斯の如くにして當面の問題は、失業統計の域を脱して之を一般的見地に基いて研究する必要があることが證明せられたのである。此の報告を作成するに當り、失業専門委員會の提案に對する各國政府の意見は非常に價值のあるものであつた。これ等の意見は若干の根本的の原則に關する一致を基礎とするに非ざれば各國の分類を此の以上に統一することが困難であるを明にするものなると同時に、産業及職務の細分類の統一は實現出來ずとも、大分類のみは一致を得る見込があることを示したのである。

國際労働事務局は、此の方針に依て本問題の研究を進め一般的應用の出來る諸原則に基いて、一つの分類系統案を作つたのである。

一 緒論及一般的考察

産業と職業との統計は二重の目的を持つて居る。此の統計は先づ國民經濟に於ける各種産業の重要性、國民が個々の産業又は職務に従事し之に倚賴する程度、各種産業の盛衰、消長を明にし、或は他國の産業と比較して其の國の産業發達の状態を示すものとして一般的興味を有する。従つて産業、職業の統計は、一國の經濟組織に關する指針を提供するものとして、それ自身興味あるものである。

併しながら同時に特種の目的即ち他の條件と結合して、社會状態、産業状態の闡明に用ゐるといふ目的をも有する、労働統計のあらゆる部門に於ては（而してまた統計の他の部門に於ても）その材料を産業及職業に従つて類別しなければならぬことは、一般的に必要なことである。本報告は本來是等の他の部門（例へば生産費、租税、動態統計等を包含する）には觸れないのであるが、賃銀、労働爭議、就業と失業、産業災害等の統計に關して言へば、蒐集材料を何等かの形に於て類別し、一國內又は國際間に在る問題の特點（即ち賃銀失業等の點）が仕事の種類により、又は職業に依て如何に異なる

るかを示すやうな方法を取ることが肝要である。

この一般的問題は次の二方面のいづれからでも考究して行かれる。我々はこの事柄を演繹的に考へ、而して大分類或は中分類の性質を決定することも出来る。或は現存の材料——即ち種々の経済的及社会的活動を居る個人——を驗し、而して夫等が如何なる分類を形成するか、又如何にして認識し易き適當なる特徴によつて類別せられるかを考へることも出来るのである。一八九三年國際統計會議に提出せられたベルチヨン氏案は、労働者分類を國際的比較の見地より考察するに際して第一の方法を取つたものである。(註一)この方法は亦人口調査を長き期間(普通十年)を隔てて行ふ國々に於て一般に採用せられて居る。個人は各職業の申告を求められ完全と、正確、明瞭の程度に於て違ひのあるこれらの申告は、豫め準備した類別又は分類の系統に従つて、出来る丈よく類別せられる。すべてこれ等の場合に於て個々の労働者即ち各人は分類の單位である。

(註一) ベルチヨン博士の案の原文は下の如くである。

(イ)人類は土地の開拓(一、農業)によるか、或は地下の開拓(二、礦物採掘)によつて、凡ての職業に第一に必要な材料を獲得する。

(ロ)此の原始物質は次に工業に依て變形せられ、(三、工業)運送の手段に依てそれが需要の場所に送られる(四、運輸)而して商業に依て消費者の間に分配せられる。(五、商業)

(ハ)良好なる秩序を維持し前述の職業の安全を圖る爲に、各國は軍隊と警察とを有する(六、防備)(七、行政)自由業(八)と財産収入に依て生活する人(九)とは自ら上掲の職業につく。

(ニ)最後に此の類別に含まない人、又は職業のない人の爲に三つの職業上の區分を作るを便とする。即ち(十)家事、(十一)一定の職業を示さざる概括的名稱、(十二)不生産者、職業不明なるもの。

第二の方法に於ては、分類は經濟體から孤立した部分としての、個々の有業者に基礎を置かずして、確定した目的の爲に存在する有業者を類別することに基礎を置くのである。此等の類別は國によりて異なるも、亦その社會の經濟組織或は

社会的及産業的發展に従つても差異がある。或場合にはこれは職業的類別、又或場合には産業的類別、而して又或場合には、それは社会的或は地方的類別である。労働統計の種々な部門を列挙すれば、この點が了解せられるのである。

就業及失業統計は四つの主たる源泉即ち労働組合、失業救済を目的とする機關(労働組合以外の)、労働紹介所及雇主から取るのである。而してこの各々に於て分類は必然的に異なる、労働組合に基礎を有する失業統計を分類するに際しては、労働組合に於ける労働者の組織の系統が必然採用せられねばならぬ。或る國に於ては労働組合は産業を基礎として發達したが、多數の國に於ては仕事又は職業による組織が廣く行はれて居る(註二)、從て労働組合の報告に基づく失業統計は、通常職業的性質のものになつて居る、此の際基礎單位は労働組合である。労働組合以外の失業救済機關から得られる失業統計は、一般に個々の労働者に基礎を置いて居る、材料の精粗に従つて、これ等は或は職業別に類別し、或は職業別並に産業別に類別せられる。職業紹介所から得られる統計は「職業別」であつて、種々な職業に於ける労働者の供給に對する需要を示すを目的とするもので、此の統計は個々の労働者に基礎を置いて居る。就業統計は雇主又は事業體等よりの報告に基いて居るので、從つて種々な基礎の上に立つて居る、この基礎單位は事業體であり、或は事業體が種々な仕事を行ふ場合に於ては其の部課である。

(註二) 最近の發達は産業を基礎とする組織の方に傾いてゐるやうである。

賃率、所得及労働時間の統計は大部分二つの源泉に基いて居る。即ち労働者の賃率及所得に關して雇主の支拂表に表れた材料と、集合契約に基づく材料とである。第一の場合に於ては、統計の基礎單位は企業或は企業の部門であり、第二の場合に於ては基礎單位は通常労働組合である。ある國々に於ては、特別な賃銀調査が時々行はれる。例へば英國は一九〇六年、獨逸は一九二〇年に之を行つた。併しながら此等は個々の労働者を基礎單位とせず、企業に基いたものである點に注意しなければならぬ。

産業災害及び疾病の統計は、主に事業體等に基いて居る。災害を豫防し、保險し、且つ届出通告するの責任は雇主又は工場側にあつて、労働者側に存在しないことになつて居るのが通則である。災害保險は雇主の團體又は公私の保險會社に依りて行はれ、その保險料の率は通常支拂表に基礎を置いて居る。

罷業及び工場閉鎖の統計は、事業體に基くか若くは労働組合の報告に基くのである。罷業及閉鎖の生じた事業體に基く産業類別は、この種の統計作製に關して、最も多くの國の採用して居るものである。

集合契約の統計は少數の國に依りて發表せられて居り、その基礎は主として雇主團體又は労働者團體の供給した報告に置かれる。前段に雇主團體、労働者團體に基く失業及賃銀統計に就て述べたことは此の統計に就ても同様である。

疾病及不健康の統計は労働統計の他の部門よりはやゝ異なる部門を構成する。疾病保險財團の存在する國に於ては、統計の性質は是等の財團の組織に依て定まる。是等の財團は或は特殊の産業に基くことあり、或は同一地方若くは區域内に於ける種々の産業の聯合に基くことがある。英國及佛蘭西に於ては此の統計は(有家族若くは單身の労働者の)自發的若くは國家獎勵補助の労働者團體(家族を含むもの又は含まざるもの)に基礎を置く。或國に於ては労働組合が疾病保險を營み、社交的團體、宗教團體すら之を經營することがある。

二「職業」と「産業」との差異

以上述べた所に依て、國民の經濟的活動を考察すべき二つの異なつた觀察點のあることは明である。即ち職業と産業との兩方面である(註一)。前者は各個人の一身上に關するものであつて、後者は國家の經濟組織に於ける各有業者の位置を示すものである。後者の基礎は有業者の關係せる店舗、事業體、企業若くは用務であつて、その内には種々の職業に従事する有業者の各種類が使用せられるのである。「職業に従事する者」(佛蘭西語では働く人)といふ言葉には「效用の生産又は用務の供與に従事する」所の一切の人間を包含するのである。理論からいへば、妻其の他の家族にして普通賃銀の支拂

を受けないで用務を行ふ者をも包含するのであるが、此等の人々の對社會交渉には何等經濟的取引又は金錢關係が加はらないから、此の範圍から除外せらるゝことが多い。従業といふ言葉は此處には「收入ある従業」の意味に制限せねばならぬ。

(註一) 失業専門委員會の分類提案に對する英國政府の回答には「産業的」といふこと、「職業的」といふことは、全然異なる概念であつて、産業及職業の統計をして所要の事實を明示するものたらしめるには、夫等の統計を各別の分類によつて、配列するを要することが確言してある。

職業は個人的のものであつて、個々の従業者本位であり、産業は工場或は事業體本位であることは、職業が産業の中に在つて産業は職業の中にあるのではないことを意味する。尤もある職業は唯一つの産業だけに在る、(例へば鑛業に於ける石炭坑夫の如く)といふ場合もないではないが、凡ての主要な職業は大抵の産業中に見出される。職業が各種産業の間に分屬して居る範圍を示す詳細な統計は、現在の所では未だ無いが、下表は英國に於て一九一三年に失業保險に加入した若干の労働者に就て、個人職業、關係産業の兩方面からの分類を示すものとして興味がある。

職業	建築	工場建造	造船	機關製造及鑄鐵	車輛製造	他の産業をも合せたる總計
大工及家具製造人	一四七、四五三	三、一七七	一三、八七二	一〇、二一八	四、九四〇	一九一、五六一
鉛工	四三、七六六	六八八	三〇、四七七	二、八〇八	五、六四	五二、九五〇
板金工、紙糊工及汽罐工	四二二	三、〇一八	五、八〇一	四、一〇一	二、六四〇	一〇二、九六六
組立工及旋盤工	五、一六	二、二六七	二、九七九	二、二〇七	三、二六一	三九、五六一
鍛冶工	二、五〇〇	一、三三六	五、〇〇一	二、七九六	一〇、四九二	五五、二九九
金屬機械工	六	七〇	三、三三三	七、〇七	一六、八九九	九二、六八九
指物師、木工品磨き師等	四、七二八	六	二、五〇〇	七、〇七	五、六三八	一三、四三七
労働者	三二、一九四	二四、九七三	一四、六〇一	三六、一九九	四七、二八三	八六、五九六

此の表は二つの分類の相違する點を示すものである。大工の二五%以上は建築業以外の産業に使用せられ、板金工及紙

縮工の中で造船に従事する者は五〇%以下である。金屬機械工は殆ど總ての産業に見出され、唯七五%が機關製造業にある。されば産業分類は職業分類とは獨立して考へられねばならない。「産業及職業の分類」といふものは無くて、「産業分類」と「職業分類」とがあるのである。

多くの國に採用せられた産業分類は、英國政府の指摘した如く(註一)、「統計の用途たる行政上及一般参考用の目的を考慮したる後到達せられたものであつて、以上の目的を促進すると考へられるか、若は行政上の利便及國內に於ける一般参考としての效用を超越したる理由によりて已むを得ざる場合を除き、變更し得ないのが普通である。」分類はまた國の天然資源と産業發達の状態とによつて違ふものである。各種産業は國に依て其の重要な程度、發達の程度を異にするもので、産業の過程、發明の進歩及分業は、産業の未だ發達せざる國々には存在しない或職業を生ずる。例へば、石炭採掘業の十分に發達した國に於ては、専門的過程の漸進的發展と分業とは、極めて複雑細密な職業名稱を必要ならしめた、之に反して石炭採掘が盛んでない國若は皆無の國に於ては、其れ等の名稱と其の意味とは知られてないで、従業者は一括して「石炭採掘」の項目に分類せられるか、或は他の産業に所屬せしめる場合もあるであらう(註二)。但し此等の明な困難はあるも、各國の分類系統を更に比較し易いものとする様に進めて行くことは、必ずしも不可能であるまい。

(註一)

國際労働局編、就業統計編成方法、各國政府の回答、研究及報告、〇部(失業)第七號、ジュネバ、一九二二年。

(註二) 或國に於ては地表は少量の石炭を産するのみであつて従業者は農業に分類せられて居る。

三 産業分類と職業分類との得失

職業別有業者調査の主たる利益は、それが可なり完全に調べ得る點に存する。多くの國に於て通常十年目毎に施行せられる國勢調査は、各個人に就て申告書に記入せしめる方法によつて行はれる。事務を地方に分けて地方に管掌をさせれば、國內に於けるあらゆる世帯又は住居を調査することが可能である。産業別の従業者調査には同じ程度の完全を期待するこ

とは出来ない。國內のあらゆる企業を網羅することは不可能であるし、殊に僅少の人数で經營し或は單獨經營の小企業を包含するは尙更である。加ふるに又重複の虞がある。個人は二つ以上の事業體の爲に働く場合がある、此の場合には其のすべての事業體に包含せられるかも知れない。又事業體の各部は一度は何々部として、一度は會社全體の數字の中に於て二重に數へられることがあるであらう。尙又平常は職業に従事するも、一時失業又は休業する者は除外せらるゝであらう。故に有業人口の完全な記録を得んと欲するならば、職業別調査の方が有利である。かくの如き記録は人口學上の目的——死亡率、出生率、職業上の疾病統計——及住宅問題の爲に要求せらるゝ所である。併しながら職業別統計は産業を營む事業體の統計よりも正確の度に於て劣る恐れがある。第一に「職業」なる言葉は人が違へば同一の觀念を齎らさぬことがある。ある労働者は一つ以上の職業を有し、ある労働者はその職業を季節又は景氣に依て變へて行くものがある。労働者は若も定職に仕事がないと往々他の職業に就く。失業労働者は彼の以前の職業を職業として申告し、又は無職業と申告する。職業を表はす爲に用ゐられる稱呼は、屢々曖昧にして正確を缺くものがある。又その名稱は往々完全に了解し難い方言又は俗語なることがある。假令申告せられた業名が正確なものである場合と雖、その名稱が異なる種類の労働者に共通なことが屢々ある。甲乙二人が共に「指物師」又は「旋盤工」又は「職工」など、申告するとしても、甲は熟練労働者であり、乙は半熟練或は不熟練労働者であつて、事業體の内部に於ける乙の所得と地位は、甲と全然異なつて居るかも知れないのである。又嘗て述べられた如く、例へば「労働者が自己の職業を「縫箔工」と記して少しも間違なき場合があらう。然れども事實上手工縫箔と機械縫箔との間の差異は、聖書を手寫する修行僧と、聖書を印刷する印刷職工との間の差異に劣らな「」のである(註一)。此等の困難を緩和する方法として、職業名の外に亦雇主の名又は雇主の業務の種類を記入せしめ、而して申告すべき職業の正確な記入に關して懇切な記入心得を與へ、之を勵行することも出来る。併し此の場合は種々の申告を點檢する爲に、地方に於ける各事業體及び技術上の過程等に關して、十分な知識を有する熟練した職員が必要があ

る。正確なる職業調査を行ふには、各個人をして仕事の十分詳細な申告をさせるか、又は地方的及専門的の種々の名稱を詳しく説明した廣汎な職業名稱鑑を備へる必要がある(註二)。個人の職業に基礎を置く調査を以て同時に個人の關係する産業或は用務の如何及その産業用務に於ける當人の地位の如何に關する材料を蒐集せんとする企てもあつたが、是れ迄の所では満足すべき結果を得たものはない。若も一國の經濟生活が各種産業に依存して居る範圍等、國富と所得との源泉を知らむとするには、現在の經濟組織即ち事業體又は企業並用務に注意を向けねばならない。此の如き各單位より得た材料に基く分類は労働者の地位に關する調査を可能ならしむる利益がある。即ち手工業者と機械労働者、熟練と不熟練と半熟練、監督員と指導員、生産従事員と分配従事員等の別を明にすることが出来る。

(註一) シュワルツ・リヨン博士、瑞西經濟及統計評論、第五十七年、第三卷、一九二一年にあり。
 (註二) 此等の困難は英國及米國の經驗に徴して明である。英國の一九一一年國勢調査の職業統計に關する報告に曰く「今回の調査に於ては、從來生産品の性質又は使用材料の種類によりてのみ分類せられた部分の職業を、各労働者の仕事の過程別に製表する徹底的に個人的な職業分類が、果して可能なるや否やを試すが爲に大規模の實驗を行つたのである。豫め選定した項目に屬する七十萬以上の労働者に對し、特別の計牌を用意して、世帯票所載の現職業の記入を各計牌に寫し、然る後各労働者の仕事の過程に従つて、人手を以て此の計牌を仕分けたのであるか、その方法は例へば「双物師」「鉄製造者」「工具製造者」の項目に屬する者は之を分ちて(イ) パツフ磨き師(皮を以て磨く職)、研師(砥石を用ふるもの)、仕上職、其の他及(ロ)工具鉄刺刀等(場合により種々なる物品)の製造者にして夫以上の記入を爲さざるものに類別した。然るに大多數の場合に於て(ロ)の部に屬するものが極めて多く、爲に此の企業は大體に於て、明白なる失敗と認めざるを得なかつた。右の經驗の結果として、吾人は不本意ながら次の如き結論に達した。即ち國勢調査材料の蒐集方法に何等かの改良を加へて、大に製表材料の性質を改善せざる限り、個人職業別有業者調査に、論理上一貫した製表を行ふことは期待し難く、從て現在の如き一部は或職業は國に依り甚だ異なるものを意味するのみならず、精密なる類別及細別を行ふ必要から、國際的比較を不可能ならしむる場合があることは、米國の實例によつて之を證明することが出来る。例へば合衆國労働者刊行の「職業解説」(Descriptions of occupations)に載せた指物師(Joiner)及木型師(Pattern-maker)の定義は次の如くである「指物師——高級の木製品を組

立て又は機械製の木製品を組合せ仕上げを職とす——經驗ある職工にして製圖及スケッチを見て理解し、一切の種類指物細工を設計實行し得るものならざるべからず。又一切の種類の木材組み合せの仕事、例へば窓の戸、窓枠、戸、入口枠、一般家屋木製取付品、机、整理棚、特別用函、器械ケース等の製造及工場製の内部仕上品の取付等を爲し得るものなるを要す。一般仕事要所屬の道具を有能に使用し得る職工にして、又木工業機械の使用にも多少經驗あるものならざるべからず。

木型師(木型)——鑄物師が金屬鑄物を製造する目的を以て、鑄型を作る爲に用ふる木製の原型を作る職なり。木工職としての鑄型師は普通木工仕事臺に屬する木工器具及旋盤(轉軸)器械の使用、ジョイント(接合點)を作るに用ふる器具、鉋、圓鋸、帶鋸、圓形研磨器及特別コアボックス(鑄物の凹める部分を作る爲の砂の型をコアといひ、之を作る外箱をコアボックスといふ)機械の運用に十分熟練せるものなるを要す。所要の型に夫々最も適當せる木の種類を知らざるべからず。鑄型製造に適用せらるるドラフト(木型を砂の鑄型より抜き取る際鑄型を損ぜざる爲、木型に輕微なる斜角を附する、之をドラフトといふ)及收縮の理を了解し、又最も複雑なる機械製圖に關しても十分なる知識を有し、工場製圖を見て木型製圖スケッチを作り得るものならざるべからず。又コア(凹部を作る爲の砂型)製造の心得あり、又木型製造に當りコア及びコア、プリント(コアの端を支ふるに木型より突起せる部分)を斟酌して加減することを知らざるべからず。木型職は應變の才能を有し、所要の木型を作るべき最良の方法を即時に決定し得るを要す。又型の仕上げ方を心得、仕上材料(ニス、ラック等の塗料)及刷毛の使用を辨ぜざるべからず。又健康なる身體、通常の體力及耐忍力なかるべからず。又普通職工(徒弟見習を修了したる普通の職工にして、職工長又は師匠格ならざる者)の木型師としての經驗あるを要す。

「指物師」なる名稱は、各國の職業統計に於て最も多く用ゐられる稱呼の一つである。而して各國に於て指物師として分類せられるもの、中米國の指物師と比較し得べきもの幾何なるかは興味ある問題である。

四 分類方法統一に關する計畫の現況

何等かの國際的計畫の必要なことは繰返し示された所である。此の問題に就ては三十餘年前より、國際統計協會の會議に於ても屢々問題となつた、殊に今日の如く賃銀、失業等の國際統計比較が從來に勝りて頻繁に試みられるに至りては、統一の必要は愈々緊切を加へたのである。ベルチヨン氏案が一八九三年の國際統計協會の賛成を得たことは、既に述べた通りである。此の案は「職業統計」の名稱ではあるが、其の内容を檢すると寧ろ「産業統計」と「職業統計」とを併合した

四 分類方法統一に關する計畫の現況

ものに近い。全體は三つの分類から成り、第二、第三分類は何れも第一分類の擴張である。第一分類（附録一参照）は六十一類、第二分類は二百七類、第三分類は四百九十九類を包含して居る。而して此の分類の一般的基礎は上述の如く四頁に説明して置いた。

此の分類が論理的なものでないことは二三の例を見ても明である。例へば「運輸」の細別は下の様になつて居る。

一 鐵道運輸

(イ) 鐵道管理者、職員、工夫、各種掛員

「建築」では

一 建築業

(イ) 大工及建具師

大 工

指物師、階段工

床張工、鉋削工

「冶金」では

一 金屬精練

(イ) 鑄鐵、製鐵、製鋼、鍊鐵爐、薄板製造

第一の例は純粹な産業分類で、鐵道従事員は盡く之に組入れて、職業別は表はれて居らない。第二の例は職業分類であつて、大工、指物師等は別々に出て居るが、他の産業に従事する多數の大工、指物師は何れに分類せられて居るかといへば、之を示すものは僅に大工の脚註に「船匠、船乗大工」を除くと記されてあるのみである。是等は「運送機具の製造」

「造船」の部に含むのであるか、此等の外に車輛製造に従事する多數の大工及指物師並土木、鑛業其の他殆ど有らゆる産業に従事する、重要ではあるが比較的少數の大工指物師は何處にも舉げてない。第三の例は産業でも職業でもなく、製造の手續による分類であつて、建築業の中に別に示された床張工及鉋削工と同様に、重要な職業は舉げて居ないのである。是れと同様な例は、ベルチヨン分類から幾らも舉げることが出来る。

比較的最近の提案に係る分類は、英帝國統計會議の分類案である。此の會議は一九二〇年一月に英國、印度、濠洲、加奈陀、新西蘭、南阿弗利加及四個の植民地、保護國の代表者が出席し、英帝國內に於ける統計統一を論議する目的で開かれたものである。此の會議は産業及職業の分類に關して下の決議をした。

「産業及職業」の分類は、産業目録、職業目録の二種の表に據り各項目には定義及檢索番號を附し、且項目は一定の方式に依り分類輯約の出来る様に配列すること。産業分類の根本は、生産物或は用務の種類であり、職業分類の基礎は、仕事の手續と材料であること。

此の決議は二つの分類即ち産業分類、職業分類を設けることを主張するものであることが明である。決議の全文提案の目録等と共に附録二に載せてある。

此の他一九一〇年國際統計協會の主唱で英、佛、獨の三國語で産業及職業名鑑の發表せられたことは、直接に國際的統一の企てはないとしても同一目的を持った事業と謂はねばならない。此の分類方法は主として英、佛、獨其の他の諸國の國勢調査に採用せられた分類に基いたものである、これは附録三に掲載してある。

産業災害關係國際協會の分類案は適用の範圍に制限はあるが、尙注目し値するものである。此の協會は北米合衆國及加奈陀を通じて約五十州の關係管理官署より成り、災害統計の改善及統一を目的とするものである。此の協會は産業災害の分類に適する標準産業目録を調製した。此の表は大分類八、中分類三十六、小分類百五十三であつて、大分類及中分

類は附録四に掲載してある。

最後に挙げねばならないのは一九二一年國際労働機關の失業に關する専門委員會の提案に係る分類である。此の提案に對する各國政府の回答(註一)に依ると、此の原案に對しては細目に就て種々の異議があり、一般の承認を得べき分類は單に失業統計の問題のみならず廣く労働統計と關聯して考案せられたものでなければならぬこと及是等の目的に適當な分類を出來得るだけ一般國勢調査の目的に適した分類と、調和させる努力の必要であることが窺はれるのである。

五 産業の分類

イ 産業及用務に關する大分類

産業分類方法を考究するに際し、最初に注意すべきはインダストリー(Industry)の意義であつて、廣義には「産業分類」といふ場合の如く「一般産業」を包含し、狹義には屢々製造工場及同種の企業を指す。混同を避くる爲此の報告に於ては後者の意味である場合には必ず「製造工業」(Manufacturing industries)といふ文字を使用する。

産業分類の主たる目的は、國の人口を産業生活の種々の部門に適當に分類して、一國の生産及商業能力に關し、又は國家社會に依て遂行せられる事業の全體が、その人口の各部分に如何様に割當てられて居るかに就て判断し得んが爲である。この種の判断は労働問題の解決に最も重要なものであつて、労働統計の各部門は何れも其の特殊な目的を有する關係から、上記の一般的の目的に適する産業分類とは多少異なる分類を必要とすることはあらうが、畢竟は一般的の必要が第一の考慮条件でなければならぬ。前節に擧げた種々の分類及諸國に於て一般に採用せられて居る分類は、何れも主としてこの目的に基いたものである。此等の分類を研究すると、産業の大分類に關して一般的一致があることが發見せられる。此處には先づ大分類を取扱ひ、而して後之よりも困難で且労働統計の見地から一層重要な製造工業の類別に移ることとする。

近代の産業社會に比し經濟狀態が單純な場合(註一)には、業務の分化は唯小範圍に於てのみ行はれ、全然性質を異にする多くの仕事在同一人によつて行はれる。大多數の人々は農業及これに關聯した職業に従事して居つて、土地を耕し、家畜を扱ひ、木を伐る者と、此等の職業に依て生産せられた原料を用ひて食品を調へ衣服を作り或は家屋を建築する者とを區別することは不可能である。又貨物の交易も、普通は原料を生産しそれに加工して效用の多いものに作り上げる人が、亦自ら之を他の貨物と交換し得る場所に運搬して、それだけ商的職能を行ふのである。社會の政治に與る人と雖も屢々農、牧其の他の生産的活動に多くの力を注ぐこともある。然れども如何なる場合にも或程度の分業が存することは勿論で、殊に經濟、産業の發展に伴うて、種々の社會の人員を主として其に従事する仕事に依て分類することが次第々に可能となるのである。村落に居住して土地を耕し、或は種々の礦物を採取する等によりて、原料獲得に主として従事する者と、都會に在りて一般に各種の加工品の製造或は商業的又は政治的業務に従事する者とを大別することが出来る。運送業は主としてこの兩者の連絡を取る爲に發達し、一方に個人及家庭の爲の仕事或は種々の知的職務に於ける個人の専門化は、社會の他の人々をしてそれだけ多くの時間を各自の特殊な業務に向けることを得しむるのである。斯くの如くして、多數の人は尙二種又は數種の別々の業務に従事するも、其の主たる仕事に依て社會の大多數の人を分類することが可能となる。

(註一) 古代に於て又は現今の工業時代に達せざる社會に於て

其の故に上に示す考へ方を基礎として、物質的貨物の生産に従事する労働者と、用務の提供者即ち貨物を生産せざるも其の販賣分配に従事し、或は精神的社會的需要を満足せしむるを職とする者との間に區分を設けることが出来る。前者は更に之を二大別して原始生産者即ち天然の資源から諸種の原料、食料を獲得することを業とする者と、第二次生産者即ち原料の加工に關係する者とに分類せられる。

かくの如く原始生産、加工生産及用務の三大分類を生ずる。而して此の区分は概して分明で認め易い類別であつて、假に重複することありとしても極めて僅少の程度に止まる。原始的生産者は普通「農業」(漁業、林業等を含む)と「鑛業採石業」との二つに分れる。用務は屢々「運輸」「商業」「行政」「自由業」「家事用務及個人用務」の五部に分けられる。第二次生産の細分に就ては(口節)に於て詳細に論ずる。(註一)

(註一) 原始生産に従事する者と用務を提供する者との細分に關しては、既に略一致せるを以て之を論ずるの必要はない。分類の境界線に當る二三の場合に就ては後段に脚註を加へる。

以上三大區分は、上に述べた細別と共に相當明白であつて、而して殆ど凡ての分類に用ゐられて居るのである。之は第一表を見れば明である。此の表は約十二ヶ國の公定分類の概要並約八ヶ國に採用せられたベルチヨン式分類を示すものである。ベルチヨン式を用ふる諸國は今日迄に知り得た所によれば、印度、埃及、勃牙利、西班牙、伯刺西爾、智利、ヴェネズエラ及墨西哥である。(註一)表中に收めた他の諸國は北米合衆國、英本國、加奈陀、濠洲、瑞西、獨逸、白耳義、佛蘭西、伊太利及南阿弗利加であつて、その分類の詳細は附録五に掲げてある。

(註一) 西班牙の一九二〇年國勢調査には附録五に見る如き新分類が用ゐられた。之はベルチヨン式を基礎とし、多少の修正を加へたものである。

各國に於ける産業及用務の分類表

(第一表)

ベルチヨン	北米合衆國	英吉利	加奈陀	濠洲	瑞西	獨逸	白耳義	佛蘭西	伊太利	南阿弗利加	英帝國
一、農業	一、農業	一、農業	一、農業	六、原始的産業	一、農業	一、農業	一、農業	一、農業	一、農業	四、農業	統計會議
二、鑛業	二、鑛物採	二、鑛業	三、鑛業	一、漁業	二、漁業	二、漁業	二、漁業	二、漁業	二、漁業	二、漁業	原始的産業
		三、採石業					三、採石業	三、採石業	三、採石業		業及漁業)

三、工業	三、製造及工業	四、五、工業	四、製造業	五、工業	二、工業	二、工業	四、七、工業	四、變形産業	三、八、工業	五、工業	二、(原料)加工の産業
四、運輸	四、運輸	六、運輸及通信	六、運輸	四、運輸	四、運輸	二、一、二、運輸	二、一、二、運輸	五、運輸	(含運輸)業	三、(運輸)業	三、(原料)加工の産業
五、商業	五、商業	七、商業及金融	七、商業	三、商業	三、商業	三、商業及旅店	三、一、二、三、商業及銀行業	六、銀行業及娛樂	九、商業	四、商業	三、(原料)加工の産業
六、國防	六、國防及	八、國防及	九、國防及	一、自由業	五、行政及自由業	七、官公吏、軍人、其他自由業	五、公務	六、公務	行政、國防、自由業	五、國防及自由業	三、(原料)加工の産業
八、自由業	七、自由業	九、自由業	九、自由業	二、家事	六、人的用務	四、家事	七、自由業	七、自由業	行政、國防、自由業	五、國防及自由業	三、(原料)加工の産業
九、家事	八、家事及人的用務	三、人的用務	九、家事及人的用務	七、無業獨立	七、不詳ナルモノ	四、家事	七、自由業	七、自由業	行政、國防、自由業	五、國防及自由業	三、(原料)加工の産業
二、其他		三、其他ノ産業又ハ記サルモノ	二、雜						行政、國防、自由業	五、國防及自由業	三、(原料)加工の産業
二、無職業	九、事務員	三、遊戯及		八、從屬者		六、無職業			二、無職業	二、從屬者	八、無職業

上記以外の他の種々の産業分類方法を一國の人口全體に適用し、或は之を上に表示した類別の細分に用うることも、不可

能でないことは勿論である。例へば或生産物、用務の間断なき供給が社會の生存に必要である爲に、其の社會に對する特殊の重要性に基いて「公共利用の業務」の一部門を設けて之に集めることも出来よう。

此の如き生産物又は用務の特殊の性質に基く類別は、特殊の目的には必要なこともあらうか、一國の經濟組織を示すものとしては、最も重要なものとは認められない。又企業單位を所有の性質に依て分類して、公有企業と私有企業とに別けることも出来よう。此處に提案する類別の内部に於て、上の如き區別を斟酌して別の類別に屬して居るもので、上述の如き特性を有する細別を集めて特別な統計上の要求に應ずることも無論可能である。下に掲ぐる表は近代社會の組成員の業務の明白な區分に基いたもので、現在實行せられて居る殆ど凡ての分類の大分類(註一)と一致して居るものである。恐らく一般的承認を受け得られるものとして茲に提唱する。

(註一) 大分類及其の細分は、殆ど凡ての分類を通じて同様であり且概して明瞭であるが、分界線に當る若干の場合はある。例へば白耳義、獨逸の如きは「旅館下宿業等」を商業に編入し、ベルチオン分類も亦同様であるが、英國の如く之を「個人及家庭的用務」の項に擧げる國もある。此處に擧げる分類も亦後者に屬する。又「運輸」は提案の分類の如く獨立した分類を常とするも、南阿弗利加の如く「商業」に組入れるものもある。「石切業」は時として獨逸の如く「採石業」に分類せられることもあるが、多くの國に於ては「製造工業」に加へられてある。「洗濯業」は英國の分類に於ては「個人用務」に收められ、佛蘭西に於ては「織維工業」に配屬してあり、白耳義及瑞西に於ては何れも「衣服製造」に包含せしめてある。本提案の分類に於ては「石工」及「洗濯」は「製造工業」の中に收めた、説明はロの部にある。

産業及用務の分類表

イ 原始生産

一 農業即ち土地の耕作、動物の飼育其他、漁撈、林業其他

二 鑛業、採石業其他即ち採鑛(註一)

(註一) 鑛物と金屬との間の一般的區別に従ひ、原鑛より金屬を抽出することは此の部類に含ましめない。

ロ 第二次生産

三 製造工業其他原材料の變形又は修飾の外建物、道路等の築造及既製品の修理をも含む。

ハ 用務

四 運輸通信

五 商業、金融

六 行政及防備

七 専門職務

八 家事用務及個人用務即ち「寄宿、賄」の供給及報酬ある個人勤勞の提供

ロ 製造工業の分類

既に注意した如く、此の報告に「製造工業」(Manufacturing industries)といふ用語は、第二次生産を行ふ經營のすべてを包含して居る。但し普通に「鐵道の製造」或は「家屋の製造」などは言はないから、用語は適切であるとはいへないが、大多數の事業殊に勞働統計との關係に於て、特に重要な企業は此の用語に依て十分正確に表はされて居ると見て差支ないのである。

分類法統一に關する計畫を通觀し又諸國に採用せられた分類方法(註一)を検査すると、合理的分類は下の三つの基礎即ち(一)使用材料、(二)過程及(三)生産物の性質又は用途の中の何れかに依て決定すべきことが窺はれる。而して國際分類を如何様に定めるにしても、出來得る限り廣く適用せられ得る原則に依るべきであることは勿論であるから、上に擧げた三つの基礎に就て順次考究を試み、その長所短所を知るに便ならしめる。

(註一) 此等の分類は主として第二表に掲げてある(二二頁及二三頁を見よ)なほ詳細は附録五にある。源泉に基く小分類も亦本文

に記載した種々な他の分類同様之を考究した。

一 使用材料

工業幼稚の時代にあつては——今日でも新國では或程度に——加工の材料は社會の工業組織を決定する基礎となるのである。通常は一種の原料を取つて完成品に變形するのであつて、其の際異種の材料を交へないのが普通である。然るに近代工業に於ては、主として各種の發明の結果數種の材料から成る生産品が甚だ普通のものとなり、一方に於て同一の生産品を種々の異なる材料で造り、又反對に同一の材料で種々の異なる生産品を作ることが段々と多くなつたのである。金屬特に鐵と鋼とは甚しくその用途を擴げて、今日では以前木材或は石材を以て作つた物品の生産に鐵を使用することが多い。例へば船舶、寢臺の如き、曾ては木材のみで作つたものを今日は木でも作り鐵でも作るものである。又護謨の如きも、今日は被服其の他以前護謨を用ゐなかつた多くの他の生産品の製造に使用せられる。又以前には自然のままの材料を用ゐた物品に、今日では加工材料を代用する場合も少くない。又是等と稍方面を異にする困難は、一つの材料が種々の工業に使用せられる場合の多いことである。例へば木材を扱ふ事業は今日では林業、木材業にも、建築業にも、土木業にも、造船業にも、自動車製造業にも、家具製造業にも存在する状況であるし、又同様な事情は金屬に付ても見られるのである。此の如く近代の産業生活を複雑ならしめた此等の變化は、分類を非常に困難ならしめる所以で、此の點から見れば單に使用材料のみに基いた分類では統計上甚だ不適當であつて、若し嚴格に斯様な分類を用ゐむとすれば徒に「雜」の部を尅大せしめるに過ぎない。

製造の初期の過程に於ては、完成期に於ける如き困難は少い。初期の製造過程に於ては直接原材料を取扱ひ、主要材料は通常一種類に限られるから材料に依る分類は十分明確であるし、又完成品と雖複雑なる過程を必要としないものは、普通單一の材料から出來て居る。即ち金屬工業に於ては、最初の過程は鑄造、變形、精鍊等で、之を承ける第二次の過程は

鑄造の如きものである。斯くの如く一般的に言うて半製品を生産する工業は、使用材料に依る分類を最も適當とする場合が尠くない。大なる困難の生ずるのは概して後期の製造過程に在るので、此の場合は生産品に基く他の分類で解決のつく場合もある。最終の過程が最初の過程と全く別の工業單位に依て行はれる場合の如きは特に然りである。例へば纖維工業は最終生産品の製造を主眼とせず、被服製造の爲の「原料」を造るものである。同様な區別は上に述べた金屬工程と機械類其の他の完成品の製造との間にも認められる。

製品の明かな特質に基いて一つの分類項目を設けることが出來、且其の前提である半製品を生産する工業單位及過程とは別の單位過程を認められる場合には、材料に依る分類を用ゐない方が得策であらう。例へば「船舶類」の如き生産品は獨特の性質を有するものであつて、之を製造する工業單位は通常他の貨物を生産することはない。従て船舶類を夫々の主要材料に依て區分せずして一項目に纏める方が、社會の工業組織を概観する上に便利である。此の他同種の例は尠くない。併しながら比較的重要でない生産物で假令種々な材料が混用せられても、主要材料に依て分類してよい場合がある。特に或る一つの材料が卓で居る場合がそうである。且又完成品を製造する工業單位と其の過程とを初期のものとして分別し難い場合にも、使用材料に依て分類するが適當である。

工業發達の爲使用材料には變化がなく製造過程に根本的變化を來した場合がある。織物類は其の著しいものであつて、手織から機械織に變つたが使用原料及生産品の特徵には變化を見ない。此の如き場合には上に述べた如き分類上の困難は生じない。

勞働者の産業から産業への移動を容易ならしめる爲には、使用材料に基く分類が勞働統計の見地から最も重要なものとも考へられる。勿論同一の職を持つた勞働者が往々異なる生産物の製造に従事して居る状態に關しての報告が入用な場合も多いであらう。例へば木工が製材、家具製造、建築、車輛又は木造船の製作、其の何れに従事しやうと其れには無關係

産業及職業分類の方法

に一般的に木工職に關する材料が要求せられることも有り得る。然も諸國に於ける勞働組合運動の最近の趨勢を見るに、勞働者自身職業本位に組合を作る場合も無論少くはないが、今では多く産業單位に基いたして使用材料よりは寧ろ生産物の關係に依る組合組織を採用するに至つたのである。換言すれば使用材料に依る分類を近代社會の要求に適應せざるものたらしめたのである。産業の發達は同時に使用材料以外の基礎に依る勞働組合の組織を助長しつゝあるのである。諸國の分類を一覽するとき、如何なる程度に使用材料が分類の基礎として用ゐられて居るか、又他の主義が如何様に併用せられて居るかを知らねば居ることが出来る。第二表はベルチヨン案及諸國の採用して居る製造工業の分類を示すものである。この表に據て見れば使用材料が最も重きをなし、大抵の分類には纖維織物、皮革、木材及金屬工業の分類項目がある。

工業分類表

ベルチヨン	北米合衆國	英吉利	加奈陀	澳洲	瑞西	獨逸	白耳義	伊太利	南阿弗利加	佛蘭西
七、織物業	二、織物及織物製品	七、織物及織物製品(含マスマス)	三、織物業	二、織物及織物製品	四、織物業	九、織物業	九、織物業	四、織物業及加工工業	二、織物及織物製品	四、織物業及加工工業
八、皮革及皮製品	五、皮革及皮製品	八、皮革及皮製品	二、動物性生產品工業	二、動物性生產品工業	(五)ニ入ル	二、皮革及皮製品	三、皮革及皮製品	(二)ニ入ル	三、動物性生產品工業	四、皮革及皮製品
九、木工	四、木材及木製品	二、木及家具	四、木及紙	四、植物性生產品工業	(三)ニ入ル	三、木工	三、木及家具	(二)ニ入ル	三、動物性生產品工業	四、皮革及皮製品
二、冶金業	三、鐵鋼及其製品	六、金屬、機械及運輸機關等	五、鐵及鋼	五、金屬其他	七、冶金工業	五、金屬加工	四、金屬工業	二、金屬工業	八、機械的及製造工業	三、鐵鋼及其製品
二、製陶業	九、陶磁器及硝子製品	四、煉瓦、硝子、磁器、硝子	七、非金属工業	(一)ニ入ル	四、製陶業及製石工業	六、製陶業	(三)ニ入ル	(三)ニ入ル	二、製陶業	九、陶磁器及硝子製品
三、化學製品	八、化學製品及類似品	八、化學製品及油塗料	八、化學製品	(三)ニ入ル	五、化學製品(含マスマス)	七、化學製品	七、化學製品	五、化學工業	(八)ニ入ル	八、化學製品及類似品
三、食料品(及煙草)	一、食料品及煙草	一、飲食料品	一、植物性生產品工業	三、飲食料品及催眠藥品	一、食料品	三、食料品	八、食料品	一、農産物工業	(二)ニ入ル	一、食料品及煙草
四、衣服及身裝品	(二)ニ入ル	九、被服	(三)ニ入ル	(三)ニ入ル	二、衣服及身裝品	四、衣服	一、衣服	(四)ニ入ル	(二)ニ入ル	(二)ニ入ル
五、家具	(四)ニ入ル	(二)ニ入ル	(四)ニ入ル	(四)ニ入ル	三、建築及家具	(二)ニ入ル	(三)ニ入ル	(一)ニ入ル	(三)ニ入ル	(四)ニ入ル
六、建築工業	三、建築及土木請負業	二、建築及土木請負業	七、建築物、道路の建設	三、建築物、道路の建設	三、建築及家具	六、建築	一、建築及建築工業	三、建築工業	三、建築業	三、建築業
七、車輛製造	二、陸上運輸器具製造	(六)ニ入ル	(五)ニ入ル	(一)ニ入ル	(七)ニ入ル	(六)ニ入ル	(三)ニ入ル	(三)ニ入ル	(三)ニ入ル	(四)ニ入ル
八、動力ノ發及生及傳送	二、瓦斯、水、電氣	二、瓦斯、水、電氣	六、交通及公共利用ニ入ル	六、燃料、光、熱、動力(エネルギー)	(七)ニ入ル	(七)ニ入ル	(七)ニ入ル	六、必要工業	(八)ニ入ル	(四)ニ入ル
九、文學及工業	六、紙及印刷	三、紙及印刷	(四)ニ入ル	一、工藝及機械的産業	五、紙、皮革、印刷	七、紙、印刷	六、紙、印刷	六、必要工業	(八)ニ入ル	二、紙、印刷
二、廢物ニ關スル工業	六、紙及印刷	三、紙及印刷	(四)ニ入ル	六、死體又ハ廢物處理	八、複寫、印刷	七、印刷	七、印刷	六、必要工業	(八)ニ入ル	二、紙、印刷
三、其他ノ工業	四、雜	四、其他ノ製	九、雜	九、其他ノ工業	八、複寫、印刷	七、印刷	七、印刷	六、必要工業	(八)ニ入ル	二、紙、印刷

米國一九二三年工業調査ニ關シテ採用シタル新分類ハ左ノ如シ	精製食品	一、食料品及準食料品	二、織物及織物製品	三、鐵鋼及其製品	四、木材及類似製品	五、皮革及皮製品	六、製陶業	七、化學製品	八、食料品(及煙草)	九、衣服及身裝品	一〇、家具	一一、建築工業	一二、車輛製造	一三、動力ノ發及生及傳送	一四、文學及工業	一五、廢物ニ關スル工業	一六、其他ノ工業
一、食料品及準食料品	二、織物及織物製品	三、鐵鋼及其製品	四、木材及類似製品	五、皮革及皮製品	六、製陶業	七、化學製品	八、食料品(及煙草)	九、衣服及身裝品	一〇、家具	一一、建築工業	一二、車輛製造	一三、動力ノ發及生及傳送	一四、文學及工業	一五、廢物ニ關スル工業	一六、其他ノ工業		
一、食料品及準食料品	二、織物及織物製品	三、鐵鋼及其製品	四、木材及類似製品	五、皮革及皮製品	六、製陶業	七、化學製品	八、食料品(及煙草)	九、衣服及身裝品	一〇、家具	一一、建築工業	一二、車輛製造	一三、動力ノ發及生及傳送	一四、文學及工業	一五、廢物ニ關スル工業	一六、其他ノ工業		

五 産業の分類

更に之が細別に於ても材料を基礎として例へば繊維工業を綿、毛、絹、麻等に分類する場合が多い。併しながら使用材料をその分類の基礎とする諸國に於ても多くの例外を含んで居る。即ち殆ど凡ての諸國に「食物」に關する一部類があるが、この場合は生産品の目的用途を基礎とするものである。又「建築及建造」の一項目を設けた國も尠くない、この場合はその過程又はその生産品が基礎となるのである。ペルチオン案では製造工業の大別の下に繊維、皮革、木材及金屬を含む使用材料に基く若干の分類項目が挙げられ、之に次いで食物、被服、家具及建物等生産品の用途に基く分類項目が設けてある。従て此の場合には二つの異なる分類方法が併用せられたといふて可なりである。

ある國では分類或は分類の一部を使用材料を基礎として編成し、材料をその淵源に従つて即ち一般に植物、動物、礦物の三部に分類する。此の種の分類の一例としては一九二〇年三月三十一日の加奈陀商工年報に用ゐたものを挙げる事が出来る。此の式は詳細の表章を目的とするものではなく、摘要及解剖の爲に用ゐたものである。(註一)淵源に依る分類は其の大項目として植物より生ずるもの、海より生ずるもの、森林より生ずるもの、礦物より生ずるもの及複合根源を有するものを含む。(註二)各大項目は更に原料、半製品及完成又は準完成品に細別せられる。材料の根源に依る分類は或種の摘要の目的には價值あるも、明に不完全なるを免れないもので、他の主義に基く分類を以て之を補はねばならない。缺點は複合根源の部類が膨大し易く、又獨斷的のものとなり易いことにある。

(註一) 全分類は、同一の統計資料が物品の構成材料、用途並にその材料の根源に依て類別せられて居つて全分類は三種の標準が混用せられて居る。

(註二) 植物より生ずるもの、部類の外に森林より生ずるもの、部類を別に設けたのは多少不合理である。

是と同様の原則は或程度に第二表中加奈陀の製造工業の分類にも適用せられて居る。即ち「動物性生産品製造工業」と「植物性生産品製造工業」との項目が設けられてあつて、例へば食物の如きはこの兩方に分屬させてある。然も「木及紙工

業」と「繊維工業」との別の項目を設けてあるが、前者は大部分植物性に屬し、後者は一部分は「動物性生産品」(例へば毛)、一部分は「植物性生産品」(例へば木綿)に屬すると言はねばならない。

伊太利の分類に於ては「農産物を利用する工業」が大分類にあり、一方に「礦物に加工する工業」及「金屬に加工する工業」も別々にしてある。

南アフリ加と濠洲とは殆ど同一分類を採つて居るが「食料製造其他」が一分類を爲し、「動物性」食料及「植物性」食料に細別せられてある。北米合衆國でも食物類別を動物性、植物性に細分して居る。

英本國の分類は主として使用材料に依て大分類が決定せられて居るが、細分には熔鑛、變性、精鍊、鐵鋼の壓延、又は織物染色、型付け、漂白等の如き製造過程を用ゐることも尠くない。然も一方に被服、車輛、双物の如き生産品を基礎とした分類も交へてある。金屬其他の部には理論的ではないが車輛を加へてあり、その細別に馬車製造、飛行機、飛行船、氣球の製作が擧げてある。此等の生産品に於ては金屬以外の材料も使用せられ、又或場合には寧ろ金屬以外の材料が主要材料である。造船は木造船、鐵船、鋼船、コンクリート船の區別なく等しくこの金屬類に入れてある。又靴は皮革類から除外し護謨製でない限り被服類に組入れてある。此等の物品に關しては、國に依て使用材料に基く分類を固執して居るものもある。即ち加奈陀は荷車、馬車、丸木舟、櫓船、艇舟の製造の如き専ら木を使用するものを木の部類に入れ、造船に關して生ずる困難は之を「建造」の細分とすることに依て避けて居る。自動車及自轉車の如き主として金屬製の車輛は鐵、鋼の部類に入れて居る。

北米合衆國の分類に於ては、使用材料が大分類のみならず小分類の決定にも主要な働を爲して居る。然れども陸上運送用の車輛は別の一分類を爲し、雜の部は尠大で造船を含み、造船は鐵、鋼及木造に細別してある。其の他雜の部には大分類に於て分類項目のない材料を取扱ふもの例へば護謨、象牙、毛皮、羽毛等の工業並二種以上の材料を使用する多數の工業

も包含して居る。

西班牙に於ては、國勢調査に用ゐる分類を決定する重要な基礎は使用材料である。又社會改良協會に於ては主として材料を基礎とし生産品を加味したる分類を其の勞働統計に使用し、且公企業に關するものと否らざるものとを分別表章して居る。

白耳義の分類は護謨製被服を護謨に、靴を皮革に、木靴及木造船を木材に、鐵船を鐵に類別して居る。伊太利亦大體之に近似して居る。之に反して獨逸の分類は使用材料に比較的固執しない。即ち靴は皮革に分類せず被服に併せ、造船及車輛製造は「機械器具及裝置製造」と稱する部類に是等を組入れることに依て分類の困難を避けて居る。瑞西に於ても亦靴は被服に、家具は建築に含ませてある。同國に於ては二種以上の材料より成る多數の生産品、例へば荷車、馬車及ピアノの如きは金屬の部類中に含めて居る。南阿弗利加及濠洲は靴、藁帽子等を被服に、家具、荷車及馬車、船舶、機械器具、馬具類、懷中時計、物理機械等は「工藝及機械的製品」に分類して使用材料は顧みない。然れども被服を含む纖維類と皮革とに分類項目を設け「雜物を使用する」工業にも一分類を與へて居る。新西蘭では造船を金屬に、靴を被服に入れてあつて英國流を追うて居る。

以上に擧げた例は使用材料を基本とする分類でも國に依て甚しき差異があり、同時に材料のみに基く分類は困難と缺點の伴ふものであることを語つて居る。

二 製造過程

製造の過程は半成品又は完成品を生産する目的を以て、或材料に加工する場合なることもあり、或は製造の初期に通用の複合原料を分割分析して、別々の部分に別けることもある。後者は金屬の熔解精鍊の如く熱を加へて機械的に行ふこともあり、或は化學作用を伴ふこともある。過程は又同種若くは異種の材料を結合して半製品或は完成品たらしめる場合も

ある。この結合にも亦機械的のものとは化學的のものとのある。材料の機械的結合なる見地よりすれば、造船は橋梁、建物、鐵道等の建造と同一分類に含まれることが出来る。然れども實際上造船と上述の他のものとを別の分類項目に入れる理由は、製造過程が類似して居つても工業單位が全然別であつて、使用材料も生産品自體も違ふからである。建物、鐵道、道路等の建造は此等別種の生産物の建造ではあるが事業體が同一である場合が多く、過程及材料も一般に類似して居り従て一部類に纏められることが多い。爰に特に注意を要するは、製造過程の全く別な他の工業の原料に使用せられる財貨を主として製造する工業のあることである。又或場合には「半製品」を生産する過程と同じ過程で完成品をも製造する工業がある。例へば纖維工業は一般に被服工業の原料を生産するものであつて、その過程は兩者全く異なるものである。莫大小品及莫大小類似品即ち完成品は固有の纖維工業の各種の過程に近き過程に依て製造せらるゝのである。されば英國及北米合衆國の如く莫大小類製造を過程及工業組織の類似する點から纖維工業に分類するものもある。他の國では之を被服製造に纏めて居る。

分類全部の基礎として製造過程のみを用ゐた國は未だ嘗てない。唯土木、建築其の他の構成的工業及印刷の如き、若干の大分類には過程が用ゐられて居る。併し同時に此等の大分類もその細分には使用材料又は生産品に基く類別を含むを常とする。製造過程は金屬、纖維の如き部門の細別を決定することが尠くない。即ち熔鍊、變性精鍊及鐵、鋼の壓延、纖維の紡績、機織、染色、型附、漂白は大分類の細別として一般に擧げられる過程である。又製法と材料或は製法と生産品とは分類の上で結付けられる場合が多い。英國の分類に就て言へば例へば「毛織製造(紡績及爾後の過程)」の項目即ち材料に基く部類に「毛織」の細別があるが、これは材料と過程とを併せたものである。他の諸國の分類にも同様の方法を用ゐた例が多い。併しながら工業過程は分類の決定上使用材料及生産品ほどには重きを爲さないのである。

三 生産品

材料、過程の場合と等しく生産品又は用途目的も、分類全体の決定に於て單獨に用ゐられることは稀であつて、材料か過程かの一方又は両方と結付けられるが通常である。多数諸國の分類にある食物、被服、家具の如き分類項目は用途を標準として設けたものであつて、之に依て材料の基礎からすれば當然分離せらるべき若干の生産品を一項目に纏めることが出来るのである。適例は造船であつて、此の如く明白に一項目を爲すものも、假に使用材料より分類するに於ては、遠く離して一部は金屬、一部は木の部に細別として分屬させることとなる。生産品を基礎とすることの主なる缺點は、近代工業の生産品の種類が殆ど無限であつて、此等を類別して合理的な又社會の生産組織に關する明白な觀念の得られる様な分類を作ることが、實際上不可能なることである。

加奈陀の製造工業法規に於ては、主として生産品の目的用途に基いて分類せんとして居る。即ち被服、食料、飲料及煙草、個人及家庭用品、書籍文房具、原料、裝具及雜の部が設けられてあるが、明に此の分類の難點は最後の三項目に存する。各分類の細分に就ては、國によりて分類の決定上生産品に重きを置く傾向の特に著しいものもある。曩に分類の基礎としての「使用材料」を論ずる際に引用した例を再び繰返す迄もない。爰には別の方法を用ゐた一例を掲げれば十分である。英國の分類では藁帽、布地帽子及フェルト帽は總て被服類に收めるが、北米合衆國に於てはフェルト、藁及毛絲製以外の帽子は「織物製身の廻り品」の部に挙げられ、毛絲フェルト混製帽子及毛皮フェルト混製帽子は「織維織物及原料」の部に編入せられ、藁帽は雜の類に收めてある。

一定の生産品の製造を行ふ企業が、全く獨特のものである場合には、其等の企業を合せて別箇の工業の部類を設けるのが得策なりと考へられる。例へば造船業は他の物品を生産することは極めて稀であるが故に、船舶を木或は金屬の部類の細分として擧げることが理由が薄弱であると思はれる。

要約

以上説明した所に依て或國は上に論じた三種の基礎の何れか一つを以て分類の標準とし、又或國では二つ以上の基礎を併用して居るのである。然しながら一つの基礎に重きを置く場合にも多くの例外を設けて居り、歴史的の發達、經濟組織、明確の必要並實際上の便宜等の事情より、其の分類が決定せられたと見ゆる國も尠くない。分類を唯一つの基礎のみに依て定めんとすれば、非常に老大な不便極まる雜の部を設けるより外はない。

何れの分類を見ても之が決定の標準になつたと見るべきは、使用材料と生産品とである。國に依て前者に特に重きを置き、又ある國は後者に偏したのもあるが、一般には兩者を併用し、一方に於て上述の如く過程に依て定めた項目をも含んで居る。(註一)

(註一) 失業専門委員會提出の分類案に對する加奈陀政府の批評に「單一の分類系統中に種々の標準を用うべきに非ず」との意見が表はれて居る。

曩に述べたる如く工業幼稚の時代に在つては、使用材料に基く比較的少數の分類項目を主とし、食料、被服等の如く生産品に基く若干の項目と、建築構造の如き基本的工態による一分類目を加ふれば、大體に不便はなかつたのである。併しながら近代工業發達の結果として、製造手續の初期に於ては通常使用材料が決定的要件となり、後期の過程に於ては生産品が第一の要件となつた。而して工業單位は使用材料よりも寧ろ製品を本位として組織せられ、その製品は時として數多の材料より作られることが多いのである。

一般的採用に適當なる分類案を作成するに就ては、上に論じた各要件を考量した上使用材料に依る類別を以て主體とするの方針を採つた。然れども産業組織の狀況に依り過程又は生産品を基礎として主要類別を獨立させることの可能な場合、又は其の必要な場合には之を獨立させる計畫である。かくの如き方針に基き分類を作成するに於ては、之を統計的表章に使用して一國の産業組織を明瞭ならしめることが出来るかと考へられる。大分類の數を成るべく少くする爲に比較的

要ならざる物品を生産する或種の工業は、之を使用材料に基く大分類の内譯とするに止め、或は食料、飲料及煙草等の如き別々の製品を一つの分類に編入したことも注意すべき點である。

尙之に關して提案の分類案を説明するに先ち一言を要する問題がある。それは或企業體が種々の製造工場を有することに依て、又は一工場より種々の物品を生産することに依て數種の異なる生産品を製造し、然も一方に此等の生産品の一つのみを製造するものもあるといふ事情より起る。此の場合に前者の事業は如何様に分類すべきか。異なる生産品の數に従つて企業を分割すべきであらうか。或は一つの生産品が最も重要で其の他は副産物なるが如き場合は、その企業を専ら主要生産品に依て類別すべきであらうか。理想的統計を編成せんとするならば、個々の製品を別々に分類して結果の正確を期すべきものであらう。

分類案

以上略述した主義に基いて立案せられた分類を提案するに際し、製造工業の大分類のみを挙げ比較的重要な分界線に在る場合及其の細分を説明する。提案の大分類の範圍内に於て此處に採用した原則を更に細く應用することに依て細分に進むことも可能である。

重要な部門に就ては大體に於て格別の困難は見ないのであるが、疑はしき場合は其の事業組織の特徴を考へて使用材料又は生産品に依り分類し、且其の際結果として得た類別が明確となる様に注意を拂つた。分界線上の場合の或ものに就ては、提案の分類が多少獨斷的のものなることは免れ難い。

先づ分類の原則として使用材料をとり下の如く製造工業を類別することが出来る。即ち木、金屬、織物、皮革、獸皮及護膜である。次に生産品の性質に依て定まる分類は被服、船舶其の他の運搬具の建造、建物道路其の他の建設、食料飲料製造、機械類製造、煉瓦、陶器及硝子製造、製紙製本及び印刷、家具製造及取付、化學品及化學關係製品、瓦斯及電氣の發

生及傳送、水及水力の供給である。科學機械、樂器、時計の製造は貴金屬及寶石細工と併せて一つの分類目を設ける。最後に其の他の製造工業の簡單なる一項目を設け、比較的重要な種々のもので別の所に分類せられないものを收める。以下提案大分類に就き一々詳説し最も重要な分界線上にある細別に關しても参考意見を述べる。而して間々大分類及疑ある小分類に關して諸國の實行せる分類に言及する。

(一) 木工業——此の分類に就て生ずる問題は、他の分類の場合の如く多くの物品が、一部分は木、一部分は金屬又は他の材料より作られること及従前は全部木を用いた製品で今日は金屬から作られるものゝ多いことである。經濟及工業の發達と分類問題との關係を最もよく表はすものは造船業である。造船はあらゆる船が木造であつた時代には分類上の困難はなかつたであらう。併しながら今日では、例へば英本國、新西蘭の如き造船を金屬の部に入れ、佛蘭西、白耳義、伊太利及加奈陀に於ては木造船は木の部に、鐵船は金屬の部に分類し、濠洲及南阿弗利加の如く船舶を以て「工藝及機械的生産」の一部となす國すらある實情である。此の困難は獨り造船に限らず陸上及空中輸送用の器具の製作に就ても同様であつて、各國の分類には少からぬ相違が表はれて居るのである。併しながら船舶、陸上及空中輸送用具は明確に生産品に基く一つの獨立の部類をなすものであり、且又此等の物品の生産を行ふ企業は、單なる木工業とは全く別物であるが故に、本案には此等を特に一分類としたものである。

第二の困難は家具に關するもので、家具は之を木工業の一部たらしめる國も尠くない。此處には造船業及輸送具に關し上に述べたと同様の理由から家具を獨立の一分類としたのである。

製紙工業を木の部に分類した國は加奈陀其の他若干ある、然れども本案では、製紙は印刷及製本と共に別の分類とした、又麥稈及籠細工は本案に於ては木の部に含めた。之は英本國、獨逸、奧地利、和蘭其の他の諸國の實行せる所に從つたのである。(註1)

(註一) 佛蘭西に於ては別の分類とし、麥稈、羽毛、皮革細工と靴、手袋の製造が含まれて居る。

其の故に木の部には製材業(註一)指物業及木を主成材料とする物品の製造を収め、之に上述の如き加除を行ったのである。

(註二) ある國では製材業を林業の中に入れる。

(二) 家具製造——家具を木工業に含ませる國は尠くないが、此處には新西蘭の例に従つて別個獨立の分類とするを適當と考へたのである。勿論家具の中には全部木製のものも尠くはないが、被装した家具であつて他の材料が重要な役目をして居る物品も幾多ある。尙又家具の中には鐵製寢臺の如く大部分金屬から出來て居るものもある。故に家具は明に一つの生産品を形成して居り、其の製作を行ふ工業は他の物品を製造する工業と容易に區別し得るものであるから、家具製作を獨立の分類とするのが適當と認められる。本案の此の分類項目には普通の家具の外に寢具、蓆蒲團等をも含めてある。

(三) 金屬工業——大多數の諸國の分類と同じくこの部門には(イ)鐵、鋼の鑄鑄變性、精鍊、壓延、他の金屬(貴金屬を除く)及合金の抽出並精鍊の如き金屬製造の一次的過程(ロ)鑄造其の他の二次的過程を含む。但し諸國の分類と異なる點は本案には金屬を主要材料とする種々の重要品の製造は之を別の分類とし、而して金屬工業の部門は主として半製品の生産に限定したことである。併し又金屬を材料とするある種の完成品にして金屬の部に加へたものもある。例へば上述の二次的過程の直接の生産品たる鐵レールの如きものもある。後者の場合に於ては企業、工場及手續が不可分に聯關し、強いて區分を設けることは工業組織の點より見て價値少しと認められるからである。

従來金屬の部に收められた主要なる工業で本案に於て別の分類としたものを挙げると、機械製作、刃物、手道具及什器の如き諸種の金屬品の製造、船舶、陸上及空中輸送用具の建造、科學機械、時計製造及貴金屬細工である。此等の場合に於てはその製造を爲す設備は、上述の金屬工業のものとは全く別でその過程も全然異なるものである。

諸國の實例を略述すれば、曩に示した如く大多數の諸國では機械類其の他の製造を金屬の部に收めてある。但し獨逸のみは本案と略一致した方法を用ひて、機械製造を金屬の部から分離して居る。然れども此の機械製造の部には車輛及造船、樂器、數學器具、其の他の裝置の製造、電力の發生凡て是等のものを含ませて居る。墺地利に於ても多少類似の方法を採用し、北米合衆國に於ては「鐵、鋼」以外の金屬及金屬製品を別の類別とし之に時計製造をも入れて居る。加奈陀に於ては鐵、鋼製造と、鐵以外の金屬工業とを別の分類とし、後者の部門には電氣供給工場も含むのである。

(四) 機械其の他各種金屬品の製造——此の部門は種々の機械的製作を行ひ、刃物、手道具、什器等の如き雜多の物品を製造する事業を含むものと解すべきである。北米合衆國に於て雜の部に收めて居る電氣裝置及農具製造も此の部に屬する。(譯註)但し造船、車輛製造、科學機械器具、樂器、時計製造、貴金屬細工は之を含まず。是等は其の過程が全く特殊のものであつて、其の關係事業體も獨立の性質を有するを以て別の分類を設けた、又鐵製家具製造を行ふ工場もこの部類から除外し得る場合には之を除外する。各國の實例は金屬工業の條に述べたるを以て之を繰返さず。尙此の點に就ては後段の説明をも参照せられたい。

(譯註) 合衆國一九二三年製造工業調査に於て電氣機械裝置供給及農具製造は何れも機械の部に改めて編入せられたり。

(五) 船舶、陸上並航空輸送用具の建造——此等の生産品は他の部門とは全く異なる企業に屬し、判然一分類を爲すを以て獨立の分類に收めたのである。是れを別の分類と爲すことに依て、同時に他の困難が除かれる。即ち是等の物品が多くの場合木と金屬とを材料とするに拘らず、之を木又は金屬の何れか一方に分類する如き、或は木の部と金屬の部とに分割する如き無理を避け得られるのである。最も疑はしき場合即ち鐵道機關車及自轉車の如く「機械製造」の部に擧げて差支なしと思はれる性質のものも、其の生産に當る事業體が通常全く特殊のものである以上、この部類に收めて差支へないのである。提案中の此の部門は、英國の分類に於て金屬の部の内中分類、六車輛類、同七造船、修理及船用機關製造に大體

に於て對應する。併しながら又此處には中分類四機關製造（船用及電気機關を除く）に收められた蒸汽機關車の製造をも含む。此處に包含する生産品に關する各國の現行分類は區々であつて、往々種々の異なる部類に分類せられて居る。即ち丁抹、佛蘭西及加奈陀に於ては、荷車馬車製造は木工業に含めてある。佛蘭西、白耳義及伊太利に於ては、鐵船は金屬工業に、木造船は木工業に收められ、伊太利に於ては木製陸上運送用具は木工業に、同じく鐵製は金屬工業に分類せられる。獨逸に於ては、荷車、鐵道車輛及造船は機械工業の一部であり、北米合衆國に於ては、陸上車輛製造は獨立の分類をなし、造船は木製鐵製を問はず雜の部に入れ、和蘭に於ては、造船及車輛製造は獨立の分類であるが、自轉車及蒸汽機關は機械工業に含まれ、新西蘭に於ては、馬車、荷車、自動車、造船は金屬工業に收める。

(六) 煉瓦、陶器、硝子等の製造(註一)——此の部類は多數の諸國の分類に於て獨立させてある。例外として注意すべきは、伊太利が之を鑛物工業と同じ分類に入れ、獨逸は採石業をこの部類の一部として加へ、瑞西はこの部類を建築及家具製作と併せ、加奈陀は之を非金屬鑛物工業の中に擧げ、澳地利は之を工藝及機械的製作に含めて居ることである。又細目に就ても多少の相違があつて、一例を擧げると多數諸國でこの部類に收めて居る石及石盤の切磨が、英國の分類ではセメント、人造石、コンクリートと共に「鑛業及採石業」の部に收められる。是等は提案分類に於て此の部類に收めてある。此の際面倒の生ずるは、此の部類に屬する石、石盤の切斷、煉瓦、コンクリート等の製造の如きは、使用材料に依ても分類し得べきものであり、殊に建築工業の原料となることである。是等は陶器等の如き完成品とは全然種類を異にする。陶器の如きは生産品に依て分類するに最も適當と見るべきものである。然れども此處には主として便宜上からこの二つの部類を併せて二つの小部門を作ることを選じたのである。併しながら此の部門の内譯に於て本提案の分類に採用した原則を維持し、或ものは使用材料に従ひ或ものは生産品に従つて細別を設けることが出来る。

(註一) 加奈陀政府は失業専門委員會提出の分類草案に對する回答中に「煉瓦、陶器及硝子」の部及「建築、建造等」の部を本案の

如き順序に連記すべきを提議した。

(七) 建物、道路、鐵道其の他の築造——此の部門を獨立させるのは工態の著しく類似すること、又建築請負者が道路、鐵道、橋梁等の建設又は修理を引受ける場合の多い理由に基くものであつて、又其の取扱ふ材料が多種多様な爲、材料に基く分類は不可能でもある。

建築を道路、鐵道、橋梁及運河等の新設、修理の請負と分離するか、或は同一分類に組入れるかに就ては諸國の實例は區々であるが、兩者を結び付けることが普通でもあり本案には此の主義を採つたのである。併しながら兩者を細別として分離し得るから、提案の分類は建築と其の他の築造とを別々の部類とする分類と實際に於て大差はないのである。此の部門にはまた瓦斯、水道及電氣の裝置取付を含むものと解せられたい。

是れに對する主たる例外を擧ぐれば、丁抹、瑞西は家具製作を建築及築造に入れ、瑞西は石切り、セメント、硝子及陶器のみならず、木挽、伐木、刷毛及箒の製造までもこの部門に收め、南亞及濠洲に於ては、普通「公共利用の設備」の部類に收める各種のものをも此の部に加へ、加奈陀に於ては造船を「建造」の細別としてある。

(八) 瓦斯及電氣の發生及傳送、水及水力の供給——此の部類に關する困難は、瓦斯の發生に附隨して生産せられる染料の如き重要な副産物の存在すること、又電氣發生は多くの場合運輸事業と直接に關連し、從て運輸の部にも含め得る點に存する。

大多數の國はこの部門の一部を化學工業に分類するが、或國々は種々の部門に分屬させ甚だ區々になつて居る。併しながら國に依ては是等を獨立の分類とするものあり、實際に相當明瞭な一部類を成すと認めらるゝを以て本案も其の方法に依つたのである。(註一) 此の分類は大體ベルチヨン案及英國、澳太利及新西蘭の分類と一致し、和蘭及濠洲の分類に在りては燃料、照明及エネルギーを獨立の分類とし、丁抹に於ては瓦斯、コークス製造は「化學及機械工業」に含ませ、佛蘭

西に於ては燈火用瓦斯を化學製品と共に分類し、諾威に於ても亦照明及煖房設備、白耳義及羅馬尼亞に於ては瓦斯及電氣事業を化學製品と同一部門に置き、獨逸及瑞西に於ては電氣の發生を機械工業に含ませ、伊太利に於ては動力、照明及水、加奈陀に於ては動力、照明を公共利用に關する設備の部門に收め、和蘭及羅馬尼亞に於ては水道は食料及飲料の部に加へ、南亞に於ては水は「鑛物工業又は鑛物賣買」と稱する部門の細別第五に擧げ、之に石炭燃料、照明料及エネルギーを含ませてある。

(註一) 失業専門委員會提案の分類案に對する日本政府の回答には此の方法が推奨せられてある。

(九) 化學製品及關係生産品の製造——此の部類には化學製品、石鹼、ワニス及ペンキ、油、脂肪、肥料、羊毛洗料、消毒劑、染料藥種、爆發物、燐寸を含むものと解せられる。大多數の諸國は此の種の一部門を設けて居り、濠洲及南阿が殆ど同一な分類に於て多數の小分類を含む若干の大部分を設けて居るのが例外である。

既に述べた如く若干の諸國は、瓦斯、電氣を化學の部に擧げて居る。佛蘭西は煙草を化學製品に併せ、獨逸は油、脂肪及石鹼を林業副産物及瓦斯製造と共に獨立させ、白耳義は護謨製造を化學製品の中に入れ、伊太利の分類に於ては化學製品の中に製糖、酒精蒸溜、護謨及煙草製造を含め、葡萄酒、麥酒も亦此の部に收める。瑞西に於ては非食料化學製品の一部類を設け、人絹製造及瓦斯發生を之に加へ、加奈陀に於ては爆發物、藥種、藥劑の製造及油の精製を此の部類に入れずして、何れも非金屬鑛業の部に收める。新西蘭の分類は化學製品の部に動物質及植物質生産品にして、他の部に屬せざるものを收め、從て製革、羊毛洗淨及打穀等の如き、嚴格には化學工業に屬せざる若干の小分類を含む。

(十) 織物業——この部類は梳毛(カーチンク)及コーミンク、紡績、機械の如き織物に關する普通の過程並織物の染色、捺染、漂白仕上げ等を含む。この部門に關する主たる問題は、被服製造を加へるか否かにある。大多數の諸國は被服を別にして居り、本案も之に従つたのは製品が本來の織物業の製品とは全然異なり、概して別異の工程の結果であり且製造する

事業體も違ふからである。尤も佛蘭西、伊太利及合衆國に於ては、被服を織物の部類に含ませて居る。英本國及加奈陀等の分類に於ては、被服は別の部類とし、莫大小其の他の織物類はこの織物の細別として擧げてある。その理由は莫大小製造は織物業と工態甚だ近似せるに依るものである。然れども莫大小を製造する事業體は通常獨立であるから、本案では莫大小を被服の部に加へたのである。又英國等の分類では絨織、敷物の製造を織物業に加へてあるが、本案には此等家具及屋内取付の部に置くこととしたのである。

(十一) 被服製造、莫大小及靴を含む——此の部門には男女衣服裁縫、肌着——莫大小品を含む——製造、婦人服裝品調製、帽子、靴の製造を含む。被服品は織物、皮革、護謨、其の他如何なる材料に依て作らるゝも、業態判明なる限りは凡て此の部類に分類する。護謨製被服品に在りては、特別の事業體が一般に此の種目を限り製造に従事して居るのか、或は又護謨被服品を製造する種々の事業體が他の護謨製品をも製造して居るのか、工業組織が明白でない。若後者であるとすれば「護謨及護謨製品」なる別の部門を設ける必要を生ずる。靴にも問題があつて、例へば白耳義、羅馬尼亞に於ては靴を皮革の部に收めるが、多數の國は之を被服の部に加へ、本案亦此の方法に據たのである。次に問題は被服の洗濯、染色及クリーニングに關するもので、獨逸の如きは之を別の部類とし、新西蘭に於ては個人及家庭用務の類の一部として居る。併しながら此等の過程は被服製造と密接なる關係があるので、一括して被服の部門に收めることが最も適當と考へられる。(註一) 其の他疑問ある場合を擧ぐれば、例へば或諸國は藁帽子、木靴、護謨靴、手袋其の他類似の被服品を使用材料に依る部類又は細別として居る。本案は成るべく是等を被服類に分類せんとするものである。若此等の物品が當該工業の生産物の小部分を成すに過ぎず、且同一材料より成る他の物品も併せて生産せられる如き産業組織の下に在りては、材料に基く分類を用ゐることも必要であらう。ステツキは英本國及瑞西に於ては被服の部に收めてあるが、寧ろ木の部に加へることが、現在の一般の慣習にも適ひ、且判然するものと思はれる。

(註一) 之に反して失業専門委員會の分類草案に對する芬蘭の返答には「洗濯及クリーニングの仕事は被服類製造とは更に關係なく、雜工業なる特別の部類を設け之に移すべし」と述べてある。

(十二) 鞣皮、獸皮(靴及手袋を除く)及護謨製造——此の部には一般に皮の鞣し、仕上げ、毛皮、獸皮の調製、被服類に含まれざる皮革品、例へば馬具、革帶、袋及靴の製造を含む。此の部門より抽出して別の部門に分類し得る若干の物品なきに非ざるも、成るべく分類目を少からしめん爲便宜上此處に一括したものである。護謨を加へたことも同一の理由である。而して護謨製被服品を被服の部に加ふるか否かの問題は前項に論じた通りである。尙國に依ては靴、手袋の製造を「皮革類」に入れるものがある。獨逸の分類に於ては護謨製造を「皮革及類似の材料」の部に加へ、諾威に於ては皮革及護謨は同一分類に屬せしめること本案と同様である。埃太利に於ては皮革及紙を同一分類に收め、護謨を木の部に加へる。

(十三) 食料、飲料及煙草の調製——殆ど凡ての國の分類は、食物の一部門を設けて居る。飲料と煙草とは獨立の分類とし、又は他の部門に屬せしめて居る國もあるが、併しながら一般には食物と同一分類とするが通例である。(註一) 例外を舉ぐれば佛蘭西は前にも述べた如く煙草を化學製品に入れ、白耳義は煙草を獨立させ、伊太利は砂糖及酒精、麥酒其の他の飲料、煙草の製造を化學製品の部に、食物は「農産物を利用する工業」の部に入れる。合衆國は食物を獨立させ之を動物性及植物性に細別し、加奈陀は食物を植物性生産品製造、動物性生産品製造の二部に分けて居る。合衆國は又飲料、煙草を各々獨立の分類とし、加奈陀に於ては酒類と飲料とを植物性生産品の部に入れ、牛乳は之より除いて當然の部屬動物性生産品に入れる、而して煙草は植物性生産品となつて居る。此の部門に就て問題となるは、例へば藥品及化學的食料品であつて、或國は此等を食物の部に、或國は化學製品の部に分類して居る。又和蘭、羅馬尼亞の如く水道を此の部門に加へる國もある。

(註一) 失業専門委員會の草案に對する各國政府の回答中に煙草を食物、飲料と同一分類とすることを希望した意見が表はれて居る例へばチエツコスロバキア、エストニア、芬蘭、獨逸、和蘭及瑞西の如きそれである。

(十四) 製紙、製本及印刷(寫眞を含む)——ある國例へば英國及合衆國の如きは、紙、印刷を以て獨立の一部門として之に細別を設けて居る。又和蘭、獨逸、埃太利 (註一) 丁抹及白耳義等の如く二者を別々の分類とするものもあるが、現在其の方法を採用して居る國で、本案の如く之を一つの部門に纏めることは、何等の困難を見ないであらう。併しながら加奈陀の如く製紙を印刷と共に木の部に分類するものもある。之は使用材料即ち木パルプを考慮して居るのである。伊太利の分類に於ては製紙は農産物及關係生産品の部に含ませる。若干の諸國は寫眞を「印刷」なる細別中の一項目として擧げて居る、本案は之に従つたのである。英本國の分類は、鉛筆及ペン軸の製造を此の部門に收め、他の國に於ては獨逸の如く木の部に入れるものもあり、又合衆國の如く雜の部に收めるものもある。本案は後の方法に據つたのである。瑞西に於ては、紙、皮革及護謨、佛蘭西に於ては、紙、板紙及護謨を同一分類とし、印刷と寫眞を獨立の分類として居る。

(註一) 埃太利の分類に於ては、皮革と紙とを同一分類とする。

(十五) 科學機械、樂器、時計の製造及貴金屬寶石細工——此の如く一つの分類に纏めたことは、此等の工業を一々獨立の分類としたり、又は雜の部を不當に擴大することを避ける爲に案出したものである。此等の工業は技術の熟練と、仕事の精巧とを要する點に或程度迄共通するものがある。尤もダイヤモンドの切り磨きの如く取扱材料に依る分類に於ては、通常の石材の切斷と同一分類に入れ得るものであつて、現に埃太利の分類に其の例はあるが、工態も事業體も兩者の間には非常な差異がある以上、此の如き分類は極めて不適當と謂はねばならない。

白耳義の分類に於ては「工藝並精密の工業」の一分類があり、略本案の此の部門に該るものであつて、科學機械裝置、時計、樂器の製造、寶石加工、寫眞及諸種の工藝を含んで居る。佛蘭西は寶石、時計製造及裝飾品を以て一の獨立の分類とし、丁抹及瑞西に於ては、科學機械裝置及樂器を金屬の部に收め、和蘭はダイヤモンド切磨は重要なる工業であるから之を獨立の部門とし、科學機械裝置は金屬の部に收める。埃太利、瑞西、佛蘭西、英本國其の他若干の諸國に於ては貴金

屬加工を金屬の部に入れてある。

(十六) 其の他の製造工業——此の部は出來得る丈け局限することに努めた、此の部門を設くる主たる目的は大多數の諸國の實例に見るも明かなる如く、他の何れの部門にも該當せず然も獨立の分類を設ける程度に重要でない若干の工業を收拾せんが爲である。上に擧げ來つた各分類項目決定の標準となつた原則は此處にも適用し得るものであつて、此の部門に收められる工業は一般に使用材料又は生産品の何れかに基くものである。

此の分類に收むべき工業の代表的なものを擧ぐれば下の如くである。

骨、角、象牙、龜甲、セルロイド、その他

羽毛精製、クリーニング及染色

造花

玩具、遊戯及運動用具製造

ペン、鉛筆、煙管、箒及刷毛等の製造

此の雜の部に關しては、諸國の現行分類に著しき異同が見られる。ある國では一切雜の部を設けない、これは分類の建て方にも依り又種々の工業を強いて不適當な部門に配屬させて始めて出來ることである。一方に於ては合衆國の如きは農具製造を雜の部に置き、英國の如く「其の他の製造工業」なる類は寫眞乾板、フィルム及寫眞用紙の製造を擧げるものもある。本案では寫眞材料は化學製品に屬せしめ、之と反對に白耳義は玩具其の他を木の部に分類する。

以上の例に依るも此の部門に於て特に甚しき困難のあること、又一層統一ある分類を作るには上に擧げた各部門の間に重複を來す傾向のある諸工業の性質を明に決定する必要があることが知られるのである。

製造工業なる大分類の内譯として提案し、以上聊か評論した分類を概括すれば下の如くである。

製造工業

一 木工業

二 家具製造

三 金屬工業(貴金屬を除く)第一次工程、鑄造及第二次工程を含む

四 機械及諸種の金屬品の製造、双物、手道具、什器等を含む

五 船舶、陸上及空中輸送用具の建造

六 煉瓦、陶器、硝子、其の他の製造

七 建築及道路、織道、橋梁、運河、其の他の新設及修理

八 瓦斯、電氣の發生及傳送、水、水力の供給

九 化學製品及關係生産品の製造

一〇 織物業

一一 被服製造、莫大小類及靴を含む

一二 皮革(靴及手袋を除く)護謨及護謨品の製造

一三 食料、飲料及煙草の調製

一四 製紙、製本及印刷(寫眞を含む)

一五 科學機械器具及樂器、時計製造、貴金屬、寶石細工

一六 其の他の製造工業、骨、角、象牙、セルロイド等の如き材料に加工するもの及玩具、鉛筆、箒、刷毛、造花其の他種々の物品を製造するものを含む。

各國現行の分類と異なる分類を採用するには種々の困難の生ずべきは當然である。組織替を行ふ必要がある場合は姑く措き、單なる變更を施す場合にも變更後の分類に依る統計は從來の分類に依つた統計と比較することは出来ないのである。此の點から見れば出來得る限り變更を避けることが得策なるが如く考へられるも、然も國際的統一増進の利益は一時的不便を償つて剩あるものと謂ひ得るのである。且本案の分類或は他の如何なる共通分類を探るとするも實際は外見ほどの大なる困難を伴はざるものと考へられる。何となれば各國分類の甚だ區々なるは細分類に大差ある故に非ずして寧ろ其の表示方法の相違に基因する場合が尠くない。即ち二つの國が全く同一の基本細別を有しながら一見全然異なる結果を示すことが有り得るからである、例へば甲の國は百個の細別を有して之を二十の中分類に纏め、更に之を六の大分類に約するに反し一方乙の國は同じく百の基本細別を三十の中分類十の大分類に編成する場合がある。此の場合甲は「織物」を大分類とし、乙は綿織物、毛織物及其他の織物の三大分類を設けることがある。又或國は紙と印刷を併せて一分類とし他の國は二者を別々の分類とする場合も有り得る。而して右の如き場合には格別の困難なくして編成替を行ひ、以て共通分類に一致せしむることが出来るのである。且又變更後の統計と變更以前のものととの比較は基本類別の排列替をすることに依て出来るのである。

六 職業の分類

職業に依る労働者の分類に至りては多少問題を異にする。職業は一種の個人的特徴であつて、凡ての職業は何等かの産業の内部に於て使用主の爲に働く個人か、或は自己の計算に於て獨立して働く個人か、何れかの形に於て行はれるものである。其の故に分類の出発點は職業の存する個人又は事業體の何れでもあり得る。諸國の一般的人口調査の際に普通なるが如く、個人を出發點とすれば分類手續はある程度迄総合的となり、個人申告より結果を築き上ぐることになる。之に反

して企業或は其の部局を出發點とすれば、手續は分析的となり各企業は其の内部に在る各種の職業に分解せられるのである。第一の方法の短所は、一國の經濟組織産業組織との聯絡を缺くこと、個人の自由申告に依頼することに存する。

個人職業に依て國內各人を分類することは、各世帯に對して發する一般的調査の質問に依るの外はない。かくしてあらゆる労働者を網羅し一國労働者の職業的活動の完全な一覽表を作り得るのである。各人は其の個人職業を申告し、申告者又は調査係員には申告心得を配布し所要の申告の形式、正確の度合を示すのである。職業決定の基礎は普通加工又は取扱材料、或は行ふ所の過程である。然れども通常申告せられる職業は極めて多數且多種多様なを以て、職業を分類するには完全なる職業索引を先づ以て備へることが必要である。大抵の諸國は此の如き表を備へて居り、普通數千の項目を擧げて居るのを以ても如何程詳細を要するものなるかと察せられるのである。一九〇七年に獨逸の用いたものは一萬以上の項目を有し、一九二一年英本國の國勢調査に準備した表は三萬五千を下らざる項目を含んで居る。個々の有業者から出た職業申告を解釋する爲には此の如き詳細な索引を必要とするのであるが、一般に労働統計特に國際比較の關係あるものには此の如き詳細に渉る職業別は普通必要でない。既に第二編にも指摘した如く個人の従事する過程取扱材料又は熟練の程度に關する正確な表章を必要とするのは、一般に労働者の就業口を定める爲か、或は職業死亡率の如き人口方面の問題に就てである。或國では表に擧げた職業の一つ一つに就て仕事の性質と必要なる斟酌要件とを示す解説が出來て居るが是は甚だ有益なものである。彼の職業名稱鑑及合衆國政府の職業解の如きは此の目的に出たものである。

一般に各個人は二つ宛の職業即ち個人職業と其の所屬産業に於ける職業とを持つものと言ひ得る。例へば製紙工場をつや出し工 (Calenderer) は洗濯又は織物工場の「つや出し工」とは甚だ異なるものであるが、一般的職業調査では之が解決はついで居らぬ。此の救済策として或國 (例へば英本國) に於ては個人職業の外に各労働者の所屬事業體の名稱又は事業を尋ねたことがある。此の方法に依て疑問ある場合又は兩様に解せられる場合を完全に説明し得た例も往々あるが、然も

尙「其の他の勞務者」に編入せざるを得ない多數の疑はしき場合が残るのである。他の方法例へば白耳義の用ゐたるものは個人調査と同時に商工の事業體にも申告書を配付して、調査當日に使用した各種従業者の數を質問するのである。斯くして事業體は産業別其の他に分類せられ、種々の産業に従事する人數が得られるのである。此の方法は概して有利に考へられる。理論から言へば十分の費用を投じ、複雑なる組織と個人調査とを以てする職業調査なる以上如何なる統計材料をも蒐集し得べき筈であるが實際には至難である。

勞働統計の見地から最も重要なことは精密に個人職業を知ることではない。勞務者個人が研工なるか溝付工なるか又は鉛管工なるか瓦斯取付工なるかは一般に要點ではない。賃銀、勞働時間、失業及傷害等に關して發表せられた統計を見れば此の如き詳細な材料は國勢調査報告以外には決して用ゐられて居らないことが解るのである。必要なのは事業に關する勞働者の地位を示すべき職業分類である。事業體は其の使用人の數のみならず、その勞働時間、地位、熟練の程度、仕事の性質、過程及各使用人の受持工場に於ける正確な位置を知つて居る。事業體は又その勞働者を熟練、半熟練及不熟練に分類し得る材料をも備へて居る。此の分類は個人又は世帯申告に依る國勢調査の能くする所ではなく、時として勞働組合と雖出來得ないのである。何となれば職業名のみでは必ずしも熟練工なりや否やを知ることが出來ないからである。

所屬産業と引離して考へたのでは殆んど無意味な職業も尠くない。從て吾人の目的に最もよく適した分類形式は産業の骨組を持つた職業分類である。此の如くして第一に考慮に上るものは各勞働者の従事する環境其のものであつて其の生産品等ではない。例へば収入を得る爲働く従業者の職業の等級を知ることが重要となる。即ち雇主なるか、獨立の營業者なるか、雇主の爲に働く者であるか、但しは又賃銀給料を受けずして主人の助手をするものであるかといふこと又は働く場所が工場であるか、店の仕事場であるか、事務所であるか又は屋内であるか戶外であるか等を知らねばならない。此等の類別は更に必要に應じて生産品別に分類することも出來るのである。

勞働統計は主として給料又は賃銀を受けて働く従業者に關係のあるもので、所屬事業の内部に於ての等級、熟練、地位を知ることが其の現に生産する物品を知ることより遙かに重要である。從て勞働者は直接に生産に従事するか又は間接に従事するか、或は熟練工、半熟練工、不熟練工又は徒弟の何れなるか、技術或は監督の役員なるか、事務の役員なるか、職工なるか、倉庫係なるか、乃至荷造人、門番、使丁、出仕事をなす者なるかに從つて分類し得べきである。此の如き性質の分類は、勞働統計の大多數の部門に取りて個人職業の普通の詳細な分類よりも却て遙かに有用なものであらう。

七 勞働統計の各部門に對する應用

次には勞働統計の主要なる部門に就て考へ、前數章に於て述べた所が如何なる程度に應用せらるゝかを見なければならぬ。

賃銀の統計に就て言へば、賃銀調査の二大淵源は雇主と勞働組合であつて、收得高に關しては雇主の報告が殆ど唯一の材料である。異なる國々、異なる時期、或は異なる種類の勞働者の間の賃銀の比較は、第五章に述べた如き協定に依る一律の方法に依て分類せられた雇主の報告を本としたならば、著しく單純化せられるであらう。賃銀の統計に於ては種々の産業に於ける賃銀調査のみならず、各産業内の従業者を種類別に調査せなければならぬ。

各産業或は事業體に在りては、體性別、年齢別、職業別、熟練別又は過程別に賃銀調査材料を取ることが出來る。職業分類の方法は當該産業の性質に從つて自然異なるであらうか、異なる産業又は異なる諸國を比較する上に最も有益にして價值ある分類は熟練、半熟練、不熟練の別であつて、此の類別は他に據るべき材料又は一定の分界線なき場合には賃銀支拂を標準として區別し得るであらう。賃率に就て言へば賃率が勞働組合の協定に基いて居る限り國際比較に向て多大の進

歩をなすことは望まれない。何となれば賃率協定の根柢たる労働組合が或場合には、例へば大工の労働組合の如く職業を基礎とし、或場合には例へば鐵道従業者労働組合の如く産業に基き、又時としては例へば木工業労働組合の如く類似職業の一團を基礎とし、或は又婦人機械組合の如く體性別に基き、其の他種々の基礎の上に組合が組成せられて居るからである。併しながら此の場合にも熟練工不熟練工の賃率は調査し得ることが多いのである。

就業及失業統計に就いては、就業の調査材料は普通事業體であり、失業の方は労働者團體と労働紹介所にある。

就業統計に關しては賃銀（稼ぎ高）の統計に關して上に述べた事柄が略適用せられる。事業體の産業分類は賃銀統計の場合と同一で差支ない。併し各産業内の職業類別に關しては賃銀統計の場合の如き詳細な調査を必要としない。凡そ失業の影響する所は個々の産業自體であつて、一産業内の或職業又は或種の労働者が特に影響を受ける次第ではない。熟練工も不熟練工も通常等しく景氣の影響を受けるのである。労働團體を基礎とする失業統計に就ては上に労働組合賃率統計に關し述べた所と同様である。而して此の方面には大なる進歩を望まれない。失業専門委員會の提出せる分類草案に對する英國政府の批評には「労働組合統計に關しては専ら職業的なる分類も又専ら産業的なる分類も採用することは出来ない。何となれば或組合は組合員たる資格を職業に置き、或組合は産業に置き又他の組合は半ば職業に半ば産業に基礎を置くからである」と述べて居る。又和蘭政府の回答に依れば、同國に於ては失業統計の材料は労働組合から供給せられ、其の材料はその組合員の職業に關しては何等區別して表章して居らないのである。從て「此の如き區分は如何程有用にして望まじきものなりとするも、現在の和蘭に於ては之を採用することは困難であつて又之が實現の見込みもない」とある。尙「數種の異なる労働組合の組合員が一の總同盟を作る場合には加入各團體は團體自身の利害のみを眼中に置く結果職業別はあつても統計上餘り効果がない」と記してある。要之労働組合方面より來る失業又は他の統計材料は、諸國の労働組合組織の目的の爲に立てられた類別、即ち他の目的に出でた類別とは一致せざる類別に從て分類し得るのみである。

労働紹介所は第一には「適材を適所に」置く目的の爲に存するものであるから労働紹介所に於て使用する労働者分類は主として職業的にして、且極めて詳細なものでなければならぬ。且職業を示すのみならず、種類と等級とも示さねばならない。例へば取付工と記しただけでは不十分である。電気器具取付工、鑄型彫刻工、機械製造器具取付工など、分類せなければ富人を其の資格經驗に適當する仕事に振向けることが出来ない。労働紹介所の統計を失業計量の目安、即ち労働の需要供給を示すものとして使用するには、細密な分類を職業大分類に纏めるのが普通であるが、此の場合其の纏め方を一定の明確な分類案に則り、或は又他の現存分類に適應せしめることに何等困難なる事情は存在しない。失業統計の淵源として挙げなければならぬものが他に一つある。之は労働者團體の手を經ない保險組織の方面より來る材料である。此の種の調査報告を發表して居る國は一二ヶ國ある。例へば英本國に於ては國勢調査の分類を套襲した個々の労働者を基礎とした分類を用ひ、労働者は保險に加入すると同時にその職業と労働の場所とを申告する規定がある。此の報告に基いて、任意の時期に被保險労働者數と失業者數とを職業名表及産業名表とに依て分類することが出来るのである。併しながら實際は職業別の失業統計は發表せられず唯産業別失業統計だけが發表せられて居るのである。

産業災害の統計に關して言へば、其の基礎單位は労働者の屬する事業體であつて、時として保險の目的の爲に合同せる雇主の團體であることもある。産業災害の統計が労働者又は労働者團體から直接に蒐集せられることは必ずない。從て一般の分類は事業體を基礎とした産業分類でなければならぬ。併しながら災害統計に取つては災害の原因、取扱はれる物體又は使用せられる機械の性質に基いた分類の方が産業別の分類よりも却て價値を有するかと思はれる。

罷業と工場閉鎖との統計に關しては、材料の淵源は雇主（雇主の團體）、労働者團體の兩者である。然れども労働者團體から材料を取る場合と雖統計は一般に罷業又は工場閉鎖の生じた事業體を基礎として居る。即ち多くの國の統計は各種産業に就て罷業又は工場閉鎖に關係のあつた事業體の數を擧げることになつて居る。併しながら又罷業及閉鎖の統計には一

つの特異な点がある。即ち或事業體の分店又は何々部を區別しなければならぬ場合の多いことである。労働争議は時として或雇主の事業の一部分に起つて一部分に局限せられることがある。此の場合に其の事業體を單位としたのでは大に過ぎることがある。

疾病及老年保険の統計に就いていへば、此の統計は本來の意味に於ける労働統計とは多少異なるものがある。何となれば此の保険組織は稼人のみならず婦人小兒及雇主までを含めることがあり、然も其の方法は諸國の法制上大差がある故である。従て統計は任意保険又は強制保険を包含し、又は使用人のみを含み、或は所得額の或金額に達せざる者全部に亘るのである。此の保険組織は或は労働團體の手に依て運用せられ、或は一雇主又は同一産業に屬する雇主の團體或は數種の産業又は全般の産業を包含する地方的の團體に依ても行はれる。此等の異なる組織は屢重複し、個人は幾通りもの保険に加入し得るものであるから現在の所では此の方面の統一を望むことは殆ど出来ない。

八 結 論

要するに人々の經濟的活動は、二個の異なる方面から觀察し得られる。即ち労働者の屬する産業又は用務があり、一方に又其の産業内に於て行はれる個人職業なるものがある。此の二つは全然異なるもので一つに取扱ふことは出来ない。産業及用務の分類は職業の行はれる事業體又は工場に基礎を置くのが最も適當である。産業及用務は製品又は用務の終局の目的又は性質、營まれる過程、其の他使用材料の如き論理的の標準に依ては類別することは出来ない。然れども各國現行の分類に基き、且又分界線上の場合或は重複の場合に關する一致を本として、大體に於て承認し得べき大部門の表を作り上げることは不可能ではないと考へられる。

職業分類は之を必要とする統計の種類に依て或程度迄異なるものである。勿論或場合には極めて詳細な分類がないでは

ないが、普通の労働統計即ち賃銀統計、時間統計、就業統計の如きものに在りては、各労働者の職業上の地位を示す最も適當な形式は産業の骨組に職業分類を配したもので、即ち取扱材料又は過程の如何よりは寧ろ労働者が其の生活の資を得る事業體内に於て各自が如何なる等級なり、社會的地位なりを占むるかの點に重きを置いた分類であらう。

附 録 一 ベルチヨン職業分類案

大 類 別	第 一 分 類
第一 原料の生産	一 農 事
(一) 地表及水面に於ける採取	二 漁業及狩獵
(二) 礦物採掘	三 遊 牧
第二 原料の變形及使用	四 鑛 山
(三) 製 造 工 業	五 採 石 場
(イ) 使用する材料に基き分類したる諸工業	六 鑛 坑
(ロ) 用途の性質に基き分類したる諸工業	七 織 物
	八 皮革獸皮及硬性動物性材料
	九 木 工
	一〇 冶 金 業
	一一 製 陶 業
	一二 化學製品及類似製品
	一三 食 料 品
	一四 衣服及身裝に關する工業
	一五 家具 製造

(ハ) 類別せざるもの
(四) 運輸業

(五) 商業

- 一六 建築工業
- 一七 運送具組立
- 一八 動力の發生及傳送
- 一九 文學及工藝に關する工業
- 二〇 廢物に關する工業
- 二一 其他の工業
- 二二 海運
- 二三 河川及運河に依る運輸
- 二四 街路道路及橋梁に依る運輸
- 二五 鐵道に依る運輸
- 二六 郵便電信及電話
- 二七 銀行信用兩替及保險
- 二八 仲買業問屋業輸出業
- 二九 織物商
- 三〇 皮革及獸皮商
- 三一 木材商
- 三二 金屬屬商
- 三三 陶器商
- 三四 化學製品藥種塗料及染料商
- 三五 旅店珈琲店飲食店酒店及飲料品商
- 三六 其他飲食料品商
- 三七 衣服及身裝品商
- 三八 家具商
- 三九 家財に關する商業
- 四〇 運送用品商
- 四一 燃料店

第三 行政及自由業

(六) 防備

- (七) 行政
- (八) 自由業

(九) 重に財産收入によりて生活する者
第四 其他の職業

(十) 家事

- (十一) 一定の職業を示さざる概括的名稱
- (十二) 不生産者—職業不明

- 四二 奢侈品及科學及文藝に關する諸物品商
- 四三 廢物商
- 四四 其他の商業
- 四五 陸軍
- 四六 海軍
- 四七 警察及沿岸防備
- 四八 行政
- 四九 宗教
- 五〇 法律
- 五一 醫業
- 五二 教育
- 五三 科學文學及藝術
- 五四 重に財産收入によりて生活する者
- 五五 家事
- 五六 單に商人傭人日傭人と記せる者
- 五七 失業業者
- 五八 無職業者
- 五九 分類せざる者
- 六〇 乞食浮浪人及娼婦
- 六一 不明職業

附録 二、英帝國統計會議の決議

一九二〇年一月英帝國內に於ける統計の統一を議せん爲開かれたる英帝國統計會議は産業分類に關し左の決議を通過したり。

決議文

- 一 帝國內に於ける國勢調査其他統計上の目的に資せんが爲め産業及職業の分類及目録作成に劃一の方法を採用することを以て緊要なりと認む。
- 二 前項の分類は産業目録及職業目録の二表を基礎とし各項目に定義及檢索番號を附し表中の項目を一位の方式に従ひて分類し得るやう配置せざるべからず。
- 三 (1) 産業分類の基本は生産物又は用務の種類とし職業分類の基本は仕事の過程又は使用の原料とす。
(2) 産業分類に關しては大體に於て左の項目の如き配列原則を採用し此の大分類の細分に就て詳密なる考慮を経たる上にて必要と認めたる變更を行ひ得べきものとす、英帝國を目的とする産業統計の劃一的表示に用ふべき適當なる小分類を定むることは目下設置提案中に係る大英國統計局をして之を行はしむべし。
- 一 原始的生産業（農業、鑛業、漁業、林業等を含む）
- 二 加工的生産業（原料の取扱及製造業を含む）
- 三 運輸及通信、郵便電信
- 四 商業
- 五 行政國防及自由業
- 六 家事
- 七 其他の産業
- 八 無業

附録 三「産業及職業名鑑」に用ゐたる分類表

- 一 漁業
- 二 林業及農業
- 三 鑛業及採石業
- 四 食料品類の調製
- 五 化學工業

- 六 印度護膜ペルチャ護膜
- 七 紙
- 八 印刷
- 九 織物工業

材料を限定せざるもの——紡績
材料を限定せざるもの又は數種の材料を混用するもの
——機織——

産業及職業分類の方法

- 一〇 衣服製造業
 - ズック品 帆布 縮等
 - 寝具 家具 貝 張
 - 衣服 製造
 - リネン 製品
 - 傘
 - 帽子 上靴
 - 造花
 - 洗濯及クリーニング
- 一一 藍細工、苳類
- 一二 毛髪及羽毛
- 一三 皮革及獸皮
- 一四 靴 皮革
- 一五 手袋
- 一六 木挽工業
- 一七 木造工業
- 一八 木製器具
- 一九 家具 箆筒 製造
- 二〇 樂器
- 二一 玩具、運動具

- 一七 金 銀 製品
- 一八 貴金 製品
- 一九 金 銀 製品
- 二〇 貴金 製品
- 二一 金 銀 製品
- 二二 貴金 製品
- 二三 金 銀 製品
- 二四 貴金 製品
- 二五 金 銀 製品
- 二六 貴金 製品
- 二七 金 銀 製品
- 二八 貴金 製品
- 二九 金 銀 製品
- 三〇 貴金 製品
- 三一 金 銀 製品
- 三二 貴金 製品
- 三三 金 銀 製品
- 三四 貴金 製品
- 三五 金 銀 製品
- 三六 貴金 製品
- 三七 金 銀 製品
- 三八 貴金 製品
- 三九 金 銀 製品
- 四〇 貴金 製品
- 四一 金 銀 製品
- 四二 貴金 製品
- 四三 金 銀 製品
- 四四 貴金 製品
- 四五 金 銀 製品
- 四六 貴金 製品
- 四七 金 銀 製品
- 四八 貴金 製品
- 四九 金 銀 製品
- 五〇 貴金 製品
- 五一 金 銀 製品
- 五二 貴金 製品
- 五三 金 銀 製品
- 五四 貴金 製品
- 五五 金 銀 製品
- 五六 貴金 製品
- 五七 金 銀 製品
- 五八 貴金 製品
- 五九 金 銀 製品
- 六〇 貴金 製品
- 六一 金 銀 製品
- 六二 貴金 製品
- 六三 金 銀 製品
- 六四 貴金 製品
- 六五 金 銀 製品
- 六六 貴金 製品
- 六七 金 銀 製品
- 六八 貴金 製品
- 六九 金 銀 製品
- 七〇 貴金 製品
- 七一 金 銀 製品
- 七二 貴金 製品
- 七三 金 銀 製品
- 七四 貴金 製品
- 七五 金 銀 製品
- 七六 貴金 製品
- 七七 金 銀 製品
- 七八 貴金 製品
- 七九 金 銀 製品
- 八〇 貴金 製品
- 八一 金 銀 製品
- 八二 貴金 製品
- 八三 金 銀 製品
- 八四 貴金 製品
- 八五 金 銀 製品
- 八六 貴金 製品
- 八七 金 銀 製品
- 八八 貴金 製品
- 八九 金 銀 製品
- 九〇 貴金 製品
- 九一 金 銀 製品
- 九二 貴金 製品
- 九三 金 銀 製品
- 九四 貴金 製品
- 九五 金 銀 製品
- 九六 貴金 製品
- 九七 金 銀 製品
- 九八 貴金 製品
- 九九 金 銀 製品
- 一〇〇 貴金 製品

附 録

四、産業災害關係機關國際協會 (北米) 案

- (一) 農 業
- (二) 鑛 業
- (三) 採石業及碎石業
- (四) 其他の採收業
- (五) 林 業
- (六) 漁 業
- (七) 製造工業

附 録

- 七 食 料
- 八 織 物
- 九 衣 服
- 一〇 洗濯クリーニング及染色業
- 一一 皮 革
- 一二 護膜及合成品
- 一三 製紙及バルブ製造
- 一四 紙 製 品
- 一五 印 刷 品
- 一六 木 材 製 品

- 一五 冶 金 業
- 一六 鐵 及 鋼 業
- 一七 鐵 鋼 製品
- 一八 針 金、 鎖 物
- 一九 鋼 鋼 製品
- 二〇 鐵 鋼 製品
- 二一 鐵 鋼 製品
- 二二 鐵 鋼 製品
- 二三 鐵 鋼 製品
- 二四 鐵 鋼 製品
- 二五 鐵 鋼 製品
- 二六 鐵 鋼 製品
- 二七 鐵 鋼 製品
- 二八 鐵 鋼 製品
- 二九 鐵 鋼 製品
- 三〇 鐵 鋼 製品
- 三一 鐵 鋼 製品
- 三二 鐵 鋼 製品
- 三三 鐵 鋼 製品
- 三四 鐵 鋼 製品
- 三五 鐵 鋼 製品
- 三六 鐵 鋼 製品
- 三七 鐵 鋼 製品
- 三八 鐵 鋼 製品
- 三九 鐵 鋼 製品
- 四〇 鐵 鋼 製品
- 四一 鐵 鋼 製品
- 四二 鐵 鋼 製品
- 四三 鐵 鋼 製品
- 四四 鐵 鋼 製品
- 四五 鐵 鋼 製品
- 四六 鐵 鋼 製品
- 四七 鐵 鋼 製品
- 四八 鐵 鋼 製品
- 四九 鐵 鋼 製品
- 五〇 鐵 鋼 製品
- 五一 鐵 鋼 製品
- 五二 鐵 鋼 製品
- 五三 鐵 鋼 製品
- 五四 鐵 鋼 製品
- 五五 鐵 鋼 製品
- 五六 鐵 鋼 製品
- 五七 鐵 鋼 製品
- 五八 鐵 鋼 製品
- 五九 鐵 鋼 製品
- 六〇 鐵 鋼 製品
- 六一 鐵 鋼 製品
- 六二 鐵 鋼 製品
- 六三 鐵 鋼 製品
- 六四 鐵 鋼 製品
- 六五 鐵 鋼 製品
- 六六 鐵 鋼 製品
- 六七 鐵 鋼 製品
- 六八 鐵 鋼 製品
- 六九 鐵 鋼 製品
- 七〇 鐵 鋼 製品
- 七一 鐵 鋼 製品
- 七二 鐵 鋼 製品
- 七三 鐵 鋼 製品
- 七四 鐵 鋼 製品
- 七五 鐵 鋼 製品
- 七六 鐵 鋼 製品
- 七七 鐵 鋼 製品
- 七八 鐵 鋼 製品
- 七九 鐵 鋼 製品
- 八〇 鐵 鋼 製品
- 八一 鐵 鋼 製品
- 八二 鐵 鋼 製品
- 八三 鐵 鋼 製品
- 八四 鐵 鋼 製品
- 八五 鐵 鋼 製品
- 八六 鐵 鋼 製品
- 八七 鐵 鋼 製品
- 八八 鐵 鋼 製品
- 八九 鐵 鋼 製品
- 九〇 鐵 鋼 製品
- 九一 鐵 鋼 製品
- 九二 鐵 鋼 製品
- 九三 鐵 鋼 製品
- 九四 鐵 鋼 製品
- 九五 鐵 鋼 製品
- 九六 鐵 鋼 製品
- 九七 鐵 鋼 製品
- 九八 鐵 鋼 製品
- 九九 鐵 鋼 製品
- 一〇〇 鐵 鋼 製品

二〇 石灰、陶磁器、硝子

- 石灰、石膏、セメント
- 煉瓦、タイル、陶物
- 硝子 製 造
- 運 輸 業
- 積込及取卸
- 郵 便 電 信
- 陸 上 運 輸
- 鐵 道
- 軌 道
- 海 上 運 輸
- 内 國 水 運
- 航 空 運 輸

産業及職業分類の方法

- 一七 熔鑄爐、製鋼場、壓延工場
- 一八 金屬製品
- 一九 機械(鑄造及木工を除く)
- 二〇 精巧機械及器具
- 二一 車輛
- 二二 石材製品
- 二三 粘土製品
- 二四 硝子製品
- 二五 化學製造
- (五) 建造業
 - 二六 土木(建築及造船を含まず)
 - 二七 家屋の建築及取壊(職業分類)

附録 五 各國の採用せる分

南阿聯邦(一九一一年の國勢調査)

- (一) 自由業
 - 一 中央又は地方官署に勤務する者(他に分類せざるもの)又は國防治安に従事する者
 - 二 宗教及慈善並法律衛生教育美術文學科學及娛樂に關係する者
- (二) 家事
 - 三 家政或は家事に與る者
 - 四 賄及宿泊の供給、他人の爲に個人的用務又は給仕(附添)をなす者
- (三) 商業

- 二八 造船
- (六) 運輸業及公共利用事業
 - 二九 水運
 - 三〇 蒸汽及電氣鐵道
 - 三一 荷車運輸トラック運輸
 - 三二 公共利用事業
- (七) 商業
 - 三三 商業
- (八) 事務員及自由業
 - 三四 事務員及自由業
 - 三五 建物及土地の管理保管
 - 三六 雜業(家事使用人、巡查、消防夫等)

- 五 賣買交換又は保險業に従事する者、金銀財產其他各種の物品の保管又は貸付をなす者
- 六 人動物物品の運搬及通信に従事する者
- (四) 農業
 - 七 土地の占有經營又は開墾をなす者動物の飼育賣買又は之に附隨する諸種の職業に従事する者
- (五) 工業
 - 八 各種の材料を合せて使用する技術的及機械的生產に従事する者
 - 九 建物鐵道道路船渠堤防貯水設備の建設及修繕に従事する者屍體死物又は塵芥屑物の類を取扱ふ者

- 一〇 織物衣服纖維材料を取扱ふ者
- 一一 飲食料品催眠劑及刺戟物を取扱ふ者
- 一二 動物性植物性の物質を取扱ふ者
- 一三 礦物採掘及加工に従事する者
- 一四 性質不定なる機械的作業又は勞働に従事する者
- (六) 不定
 - 一五 財産又は身分ある者或は何れの職業をも申告せざる獨立生計者及其職業の記載不完全なる者
- (七) 從屬者
 - 一六 親族の扶養を受くる者
 - 一七 社會の扶養を受くる者
- (八) 不明なるもの
 - 一八 職業不明の者又は特殊の職業を申告せざる者

獨逸(一九一七年の産業調査)

- イ 農業、家畜飼養、漁業
 - 一 造園園藝果樹の栽培業等
 - 二 家畜飼養(農業用の家畜を除く)及漁業
- ロ 工業(鑛業及建設業を含む)
 - 三 採鑛、鑄造、鑛坑、製鹽、泥炭採掘業
 - 四 石及土に關する工業
 - 五 金屬加工業
 - 六 機械、器具、裝置の工業
 - 七 化學工業
 - 八 林業副産物瓦斯石鹼歌油油蠟燭塗料の生産
 - 九 織物業

濠洲(一九一一年の國勢調査)

- 一〇 製紙業
 - 一一 皮革及類似品
 - 一二 木材及類似品
 - 一三 飲食料品等
 - 一四 衣服
 - 一五 クリーニング、洗濯、化粧
 - 一六 建築
 - 一七 印刷
 - 一八 美術
 - 一九 商業(旅店業を含む)
 - 二〇 保險
 - 二一 運輸及通信
 - 二二 旅店等
 - 二三 音樂、劇場等
- イ 有業者
 - (一) 自由業
 - 一 中央官署
 - 二 地方官署
 - 三 國防
 - 四 裁判及警察
 - 五 宗教
 - 六 慈善(病院を除く)
 - 七 衛生

- 八 文 學
- 九 科 學
- 一〇 土木建築及測量
- 一一 教 育
- 一二 美 術
- 一三 音 樂
- 一四 娛 樂
- (二) 家 事
 - 一 賄 及 宿 泊
 - 二 家 事 及 給 仕
- (三) 商 業
 - 一 財産の賣買及金融
 - 二 技術的及機械的生産物の賣買
 - 三 織物衣服及纖維材料取引
 - 四 飲食物品刺殺物及催眠剤取引
 - 五 動物賣買及動物性及植物性材料取引
 - 六 燃料及照明材料取引
 - 七 金屬及其他の礦物取引
 - 八 一般的又は種類不明なる商人及取引者
 - 九 投 機 業 者
 - 一〇 倉 庫 業
- (四) 運輸及通信
 - 一 鐵道に従事するもの(建設を除く)
 - 二 道路によるもの
 - 三 海及河川によるもの
 - 四 郵 便

- 五 電報及電話
- 六 文書及小包等の配達
- (五) 工 業
 - 一 技術的及機械的製品
 - 二 織物、衣服、纖維物
 - 三 飲食物品、刺殺物、催眠剤
 - 四 動物性植物性材料
 - 五 金屬其他の礦物
 - 六 燃料照明材料其他の「エネルギー」供給
 - 七 建物道路鐵道其他の建造
 - 八 屍體屑物等の處理
 - 九 其他の不定なる工業に従事する者
- (六) 原始的生産業
 - 一 農 業
 - 二 牧 畜 業
 - 三 狩獵及類似職業
 - 四 漁 業
 - 五 林 業
 - 六 貯水及給水
 - 七 探礦及採石業
- (七) 無 業 獨 立
 - 特定の職業を有せずして獨立の生計を営むもの
- (八) 從 屬 者
 - 親族其他に依て生活する者即ち妻子其他收益ある職業に従事せざる者及慈善又は公費に依て扶養せらるる者

埴地利(一九一〇年の國勢調査)

- イ 農業及林業
 - 一 農 業 等
 - 二 林 業 等
- ロ 製造工業
 - 一 探 礦 及 熔 鑄
 - 二 石 及 土 に 關 する 工 業
 - 三 金 屬 加 工
 - 四 機 械 工 業
 - 五 化 學 工 業
 - 六 瓦 斯、電 氣、水 の 發 給 所
 - 七 建 築
 - 八 印 刷
 - 九 織 物 業
 - 一〇 紙 及 皮 革 工 業
 - 一一 木 材 其 他 の 彫 刻 材 料 護 謨 に 關 する 工 作
 - 一二 飲 食 料 品
 - 一三 衣 服
 - 一四 其 他
- ハ 商 業
 - 一 一 般 商 業
 - 二 金 融 及 信 用 等
 - 三 鐵 道
 - 四 其 他 の 運 輸 業

附 錄

白耳義(一九一〇年の産業及商業調査)

- 二二 其他の商業
 - 二三 旅 店 等
 - 二四 家 事
 - 二五 國 防
 - 二六 國 務 及 王 室 の 用 務
 - 二七 教 育 等
 - 二八 其 他 の 自 由 業
 - 二九 獨 立 生 計 を 營 む 者
 - 三〇 諸 種 の 施 設 内 に 生 活 する 者 等
- 産業及商業の分類
- 第一部 産業分類
 - イ 漁 業
 - 一 海 水 漁 業
 - 二 淡 水 漁 業、養 魚、牡 蠣 養 殖、真 珠 貝 養 殖
 - ロ 工 業
 - 一 探 礦
 - 二 探 石
 - 三 原 料 工 業
 - 四 金 屬 製 造 業
 - 五 製 陶 業
 - 六 硝 子 工 業
 - 七 化 學 工 業
 - 八 飲 料 品 工 業

産業及職業分類の方法

- 九 織物工業
 - 一〇 衣服工業
 - 一一 建設業
 - 一二 家具及木工業
 - 一三 皮革工業
 - 一四 烟草工業
 - 一五 紙工業
 - 一六 印刷及製本業
 - 一七 器具製造(時計貴金屬寶石細工を含む)
- 第二部 商業分類
- 一 工業品及農産物の販賣及貸出
 - 二 銀行、保険、運輸、代理商、旅店等

加奈陀(一九二二年國勢調査)

第一 産業分類

- (一) 農業
 - 一 農作雜業
 - 二 農作專門
 - 三 牧畜
- (二) 伐材、漁獵
 - 一 伐材
 - 二 漁獵
- (三) 鑛業
 - 一 金屬鑛業
 - 二 非金屬鑛業
- (四) 製造業

六〇 主要生産品の構成材料による分類

- 一 植物性生産品製造
 - 二 動物性生産品製造
 - 三 織物工業
 - 四 木材及紙工業
 - 五 鐵及鋼製造
 - 六 鐵を含まざる金屬工業
 - 七 非金屬鑛物工業
 - 八 化學工業及類似工業
 - 九 雜
- 註 四は必要に應じ一の小分類となすも可なり又三は一及二に分類せしむるも可なり
- ロ 主要生産品の用途及目的による分類
- 一 食料
 - 二 衣服
 - 三 飲料及烟草
 - 四 家具
 - 五 書籍及文具
 - 六 車輛及船舶
 - 七 (生産者の原材料) 出産者の使用に供する原料
 - 八 工業の裝置設備
 - 九 雜
- ハ 主要生産品の發生根源による分類
- 一 農業に基づく製造業
 - 二 漁業に基づく製造業

- 三 林業に基づく製造業
- 四 鑛業に基づく製造業

- (五) 建造
 - 一 地下又は地上に於ける開鑿及建造
 - 二 地上に於ける建築及組立
 - 三 造船

- (六) 運搬及公共利用
 - 一 運搬
 - 二 公共利用

- (七) 商業
 - 一 一般商業
 - 二 植物性生産品商
 - 三 動物性生産品商
 - 四 織物商
 - 五 木及紙商
 - 六 鐵産物商
 - 七 非鐵金屬製品商
 - 八 非金屬鑛物製品商
 - 九 化學工業品及類似品商
 - 一〇 雜品商

- (八) 金融業
 - 一 銀行業
 - 二 投資及貸付
 - 三 保險

- (九) 用務

附録

第二 職業分類

- 總ての産業は次の諸項に分類す
- 所有者
 - 職員
 - 専門員
 - 職工長及監督者
 - 事務員
 - 熟練職工(勞働者)
 - 半熟練職工
 - 勞働者
 - 雜

西班牙(一九二〇年國勢調査)

- 一 漁業
- 二 林業及農業
- 三 鑛業及採石業
- 四 食料品工業
- 五 化學工業

- 六 護 謨
- 七 紙
- 八 印 刷
- 九 織 物 業
- 一〇 衣 服
- 一一 籠製造及ニスバルト品製造
- 一二 毛髪及羽毛
- 一三 皮革及獸皮
- 一四 木 工 業
- 一五 冶 金 業
- 一六 金屬加工業
- 一七 貴金屬加工
- 一八 建築造船等
- 一九 石灰、陶器、硝子
- 二〇 運 輸 業
- 二一 商 業
- 二二 家 事 業
- 二三 雜 工 業
- 二四 國防、警察等
- 二五 行 政
- 二六 牧 師
- 二七 自 由 業
- 二八 主として自己の財産により生活する者
- 二九年 金受領者
- 三〇—三四 雜、無職業者、學生等を含む

- 北米合衆國（一九二〇年産業調査）
- 一 食料品及類似品
 - 動物性製品
 - 植物性製品
 - 二 織物及織物製品
 - 織物及織物原料
 - 織物を用ふる服装品
 - 其他の織物製品
 - 三 鐵、鋼、鐵鋼製品
 - 鐵鋼及其の壓延物
 - 其他の鐵及鋼製品
 - 四 木材及其製品
 - 五 皮革及其完成品
 - 六 製紙及印刷
 - 七 酒類及嗜好飲料
 - 八 化學製品及類似品
 - 九 石、粘土及硝子製品
 - 一〇 鐵鋼以外の金屬及金屬製品
 - 一一 煙草製造
 - 一二 陸上運輸器具製造
 - 一三 鐵道修繕工場
 - 一四 雜 工 業
- 佛蘭西（一九〇六年の國勢調査）
- 産業分類

- 一 漁 業
- 二 林業及農業
- 三 採 掘 業
- (イ) 採 石
- (ロ) 採 鐵
- 四 製 造 業
- (イ) 嚴密に種類を限定せざるもの
- (ロ) 食料品工業
- (ハ) 化學工業
- (ニ) 護謨、紙工業
- (ホ) 印刷及製本業
- (ヘ) 織 物 業
- (ト) 衣服及織物製品
- (チ) 藥羽毛及毛髪工業
- (リ) 皮 革
- (ヌ) 木及木工品
- (ル) 冶 金 業
- (ヲ) 金屬加工
- (カ) 貴金屬加工
- (キ) 寶石 裁 斷
- (ク) 寶石 裁 斷
- (コ) 寶石 裁 斷及琢磨
- 築堤及石造建築
- 陶 磁 器
- 五 積込取卸運搬
- (イ) 積込及取卸

- (ロ) 輸送及運搬
 - 六 商業、娛樂、銀行業
 - (イ) 諸種の商業
 - (ロ) 呼賣り、見世物師、其他娛樂興行物等
 - (ハ) 銀行、保險
 - 七、自由業、宗教
 - (イ) 自 由 業
 - (ロ) 宗 教
 - 八 個人的職務及家事使用
 - (イ) 個人的職務
 - (ロ) 家事使用
 - 九 國縣市町村の公務
 - (イ) 一 般 公 務
 - (ロ) 國 防
 - (二) 諸種の行政
 - 一〇 産業及職業を特定せざるもの
- 匈牙利（一九一〇年の國勢調査）
- (一) 地上生産等
 - イ 農業園藝等
 - ロ 林業、狩獵、炭焼
 - ハ 養蜂、養蠶、養魚
 - ニ 漁 業
 - (二) 鑛業及冶金業本來の工業商業及金融運輸
 - イ 鑛業及冶金業（第一次過程）

(ロ) 工業

- 一 本來の工業
- 二 冶金業(鑄造其他第二次過程)
- 三 機械及車輛組立、電氣機械製造、樂器科學器械製造等
- 四 探石石材加工陶磁器硝子等
- 五 皮革護謨油紙羽毛等
- 六 織物
- 七 衣服
- 八 紙
- 九 食料品製造業
- 一〇 化學工業
- 一一 建築業
- 一二 印刷美術等
- 一三 旅店料理店湯屋等
- 一四 其他
- 一 及二家内工業其他
- (一) 商業及金融
- 一 動物農産物其他の取引
- 二 木材其他の林産物礦物取引
- 三 金屬類機械家具科學器械及樂器取引
- 四 陶磁器硝子製品取引
- 五 木獸皮、護謨、紙等の製品(書籍を除く)取引
- 六 織物衣服取引
- 七 飲食物品取引

八 藥品及化學製品取引

- 九 書籍及美術品取引
- 一〇 一八 雜商業並に銀行保險會社質屋等の金融機關
- (二) 運輸
- 一 道
- 二 鐵道及軌道
- 三 海運港灣及河川に於ける用務等
- 四 郵便電信電話
- 五 一六 雜
- (三) 行政宗教及自由業
- (四) 陸海軍及警察
- (五) 日傭労働者雜役夫
- (六) 主として自己の財産により生計を營むもの、年金受領者其他
- (七) 其他の職業
- (八) 無職業者不詳職業
- 伊太利(一九二一年の國勢調査)
- イ 農業狩獵漁業
- 一 農業林業畜産狩獵
- 二 漁業
- 一 採收業
- 二 採石業
- 三 製鹽業、泥炭、鑛泉
- ハ 農業狩獵及漁業の産物を加工及使用する製造工業

一 木

- 二 木に類似する原料
- 三 穀物
- 四 果實野菜種子
- 五 動物性製品
- 六 動物の老廢物
- 七 紙
- 八 農産物より生産する諸種の産物
- ニ 諸種の金屬を加工及使用する工業
- 一 鑄鐵及鋼生産(第一次過程)
- 二 其他の金屬の生産(第一次過程)
- 三 金屬製造(第二次以下の過程)
- 四 農業工業運輸業に用ふる大機械の製造及組立
- 五 其他の機械組立及貴金屬加工
- ホ 鑛物建築道路水道等に關する工業
- 一 鑛物の探掘及加工
- 二 建物道路水道等の建設
- ヘ 織物に關する工業
- 一 絹糸
- 二 木綿
- 三 羊毛
- 四 亞麻
- 五 大麻
- 六 黃麻
- 七 其他の織物
- 八 特殊の織物

九 衣服身裝品

- 一〇 諸種の織物製造
- 一一 其他特定せざる織物製造
- ト 化學工業
- 一 公共の利用に供し又は公共の需要に應ずる産業及用務
- 二 印刷其他の工業
- 三 動力光熱水等の發生及分配
- 四 道路鐵道及水上運輸
- 五 公務衛生保健及消防
- リ 商業
- 一 物品及食料品販賣(小賣及卸賣)
- 二 同一商人の手による雜品販賣
- 三 品目を特定せざる物品販賣
- 四 旅店料理店珈琲店理髮店
- 五 娯樂
- 六 信用及交換保險仲買代理商
- 又 行政及私的管理自由業及技術
- 一 行政
- 二 事務員
- 三 家事掃除
- 四 國防
- 五 宗教
- 六 衛生
- 七 法律
- 八 法學
- 九 文學及科學

産業及職業分類の方法

一〇 美術
無職業
特定せざる職業

諾威（一九一〇年の國勢調査）

(一) 農業牧畜業林業漁業

- 一 農業及牧畜業
- 二 造園
- 三 其他の土地に關する産業
- 四 林業及狩獵業
- 五 漁業

(二) 鑛業及製造工業

- 一 探鑛採石泥炭及水の採取
- 二 土及石に關する工業
- 三 金屬工業及機械器具、器械及運搬具製造
- 四 化學工業、照明及温熱の材料製造、脂肪油等
- 五 織物業及類似工業
- 六 製紙業
- 七 皮革及護謄工業
- 八 木工業
- 九 食料品飲料菓子煙草製造
- 一〇 衣服身製品工業
- 一一 建築工業
- 一二 複寫印刷業
- 一三 不詳又は特定せざるもの

(三) 商業及通信

一 物品賣買
二 金融及保險
三 旅店料理店珈琲店

- 四 一般陸上運輸
- 五 鐵道軌道
- 六 郵便電信電話
- 七 航海、船積、港、燈臺、水先案内、筏運輸、潜水等

(四) 公務及自由業

- 一 文官、司法官、辯護士
- 二 陸海軍人
- 三 公共衛生及醫業
- 四 教育文學及藝術
- 五 教會及慈善
- 六 其他の公務及特定せざる公務

(五) 家庭に關する職業及家事使用及明に特定せざる職業

- 一 家庭に關する職業及家事
- 二 用務を明に特定せざるもの

(六) 地代家賃年金恩給等よりの収入

- 一 職業なきもの又は収入なきもの
- 二 私人の扶養を受くるもの
- 三 社會の扶養を受くるもの

(七) 職業不詳

瑞西（一九一〇年の國勢調査）

イ 原料の採收及生産

一 探鑛及其他の採收業

二 農業畜産造園

三 林業狩獵及漁業

原料の加工變形

一 飲食料品

二 衣服及身製品

三 建物及家具

四 織物業

五 紙、皮革及護謄工業

六 化學工業（食料を除く）

七 冶金機械及器具

八 印刷業等

商業、銀行、保險

二 旅店料理店珈琲店宿泊

運輸業

一 通信及運輸

二 其他の運輸機關

行政及自由業

一行政

二 法律業

三 衛生及醫業

四 教育

五 宗教

六 其他の自由業

七 美術

附錄

英吉利（一九二二年の國勢調査）

産業分類

一 漁業

二 農業

三 探鑛採石及鑛山、採石場の非金屬生産物を取扱ふもの

四 煉瓦陶磁硝子等の製造

五 化學製品食料爆發物塗料非織物性油塗油製造

六 金屬機械器具運搬具寶石時計の製造

七 織物及織物製品（衣服を含まず）纖維素製造

八 獸皮及皮革の調製、皮革品及皮革代用品（靴を含まず）製

造

九 衣服製造

一〇 飲食料品煙草の製造

一一 木材加工及細工、家具裝置（他に分類せられざるもの）の製造

一二 製紙、文具類製造、印刷製本及寫眞

一三 建築、裝飾、石材切磨及請負

一四 其他の製造業

一五 瓦斯水電氣

一六 運輸及通信

一七 商業及金融

産業及職業分類の方法

- 一八 行政及國防
 - 一九 自由業
 - 二〇 娛樂及遊技
 - 二一 個人的用務(旅店及賄を含む但し政府及地方廳所屬の者を除く)
 - 二二 其他の産業又は産業を申告せざる者
- チエツコスロバキヤ(一九二一年の國勢調査)
- イ 農業林業及漁業
 - 一 農業、園藝、動物飼育
 - 二 林業、狩獵、漁業
 - ロ 製造工業
 - 一 採金
 - 二 冶金
 - 三 金屬加工
 - 四 機械工業
 - 五 石及土に關する工業
 - 六 硝子製造業
 - 七 化學工業
 - 八 瓦斯工業、電力の發生及供給、給水等
 - 九 木工業
 - 一〇 製紙業
 - 一一 印刷業
 - 一二 織物業
 - 一三 皮革工業
 - 一四 衣服製造業

- 一五 身裝品
 - 一六 食料品製造
 - 一七 建築業
 - 一八 其他の工業
- ハ 商業銀行及運輸
- 一 一般商業(生産組合及消費組合を除く)
 - 二 生産組合、消費組合等
 - 三 呼賣商人其他
 - 四 旅店
 - 五 補助的の種類に屬する商業
 - 六 銀行
 - 七 郵便電信及電話
 - 八 鐵道其他
 - 九 一〇 其他の運輸機關(補助的のものを含む)
- ニ 其他の行政、自由業及軍隊
- 一 行政
 - 二 教育
 - 三 宗教
 - 四 警察
 - 五 公衆衛生
 - 六 辯護士其他
 - 七 自由業
 - 八 軍隊
- ホ 家庭及個人的用務其他の職業及職業を申告せざるもの
- 一 家庭用務に従事し獨立の生計を営むもの
 - 二 僕婢、失業者

- 三 臨時的勞働
- 四 職業なき者
- 五 年金受領者等
- 六 乞食等
- 七 入院患者在監者等
- 八 自己の家族と同居せざる學生
- 九 其他の職業及職業を申告せざるもの

國際勞働統計會議に於ける産業及職業分類に關する討議及決議

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and appears to be a list or a detailed report.)

一九二三年國際勞働統計會議に於ける産業及職業分類に 關する討議及決議

(國際勞働事務局編纂研究及報告N部(統計)、第四號、「國際勞働統計會議」より抄録)

國際勞働事務局の主催に係る國際勞働統計會議は一九二三年十月二十九日より十一月二日に亘りてゼネバに開かれた。代表を送りたる國は歐洲各國を始め遠く濠洲、ブラジル、加奈陀、支那、日本、印度等に及び其數合せて三十三國、出席代表員五十二名に上つた。議題は(a)産業及職業の分類、(b)賃銀及勞働時間の統計、(c)産業災害統計の三項に分れ、之に對してA、B、C三種の委員會が開かれた。是より先き國際勞働事務局統計部は右各事項に關する報告を作り討議の基礎となるべき決議草案と共に豫じめ各國政府に配付して置いたのである。a事項の報告が即ち今迄掲載し來つた分類法研究であり、而して其決議草案は左の如くであつた。

勞働事務局提出決議草案

- 一、産業分類を職業分類と區別すべし。
- 二、産業及用務は次の大分類に分類すべし。

A 原始生産

- 一 農業(即ち土壤の耕耘、動物飼育、漁業、林業等)。
- 二 鑛業、土石採收業等(即ち鑛物の採出)。

(註——鑛物と金屬とを大別す、粗鐵より金屬を抽出することは此部類に含まず)

勞働事務局提出決議草案

B 加工生産

三 製造工業（即ち材料の變形又は變更並に建物、道路等の建設及既成品の修理）

C 用務

四 運輸、通信

五 貿易、金融、商業

六 行政、防備

七 自由業

八 家事及個人用務（即ち「賄、宿泊」の供給、及報酬を受けて個人的用務を行ふこと）

三、製造工業を分類するには専門的の一單位と見做さるゝ企業、工場等を以て基本單位とすべし。分類を單一の基準に據て行ふこと——即ち使用材料か、製造過程か、製品かの一に據つて行ふこと——は實行し難き事なるを以て、以上三種の基準の二種又は全部を組合せて用ふる必要あり。組合せの方法として一般の目的に適當なる方法は使用材料に據る類別を以て分類の土臺となすことなり。然れども産業組織の状態により別に製造過程又は製品を基準としたる重要な一部類を設定し得る場合又はその必要ある場合には別に一部類を設くべし。

四、右第三項に擧げたる分類方法の適用により、次の製造工業分類案を提案す。

- 製造工業
- 一 木工業
- 二 家具製造
- 三 金屬工業（貴金屬を除く）第一次過程、鑄造及第二次過程を含む

四 機械及諸種の金屬品の製造、刃物、手道具、什器等を含む

五 船舶、陸上及空中輸送用具の建造

六 煉瓦、陶器、硝子の製造

七 建築及道路、鐵道、橋梁、運河、其の他の新設及修理

八 瓦斯、電氣の發生及傳送、水、水力の供給

九 化學製品及關係生産品の製造

一〇 織物業

一一 被服製造、莫大小類及靴を含む

一二 皮革（靴及手袋を除く）護謨及護謨品の製造

一三 食料、飲料及煙草の調製

一四 製紙、製本及印刷（寫真を含む）

一五 科學機械器具及樂器、時計製造、貴金屬、寶石細工

一六 其の他の製造工業、骨、角、象牙、セルロイド等の如き材料に加工するもの及玩具、鉛筆、筆、刷毛、造花

其の他種々の物品を製造するものを含む。

五 特殊の目的により或一つの分類基準に特に重きを置きて異なる類別を行はんと欲する場合あるべし、此場合には一般の仕組の内部に適當なる細別を設くれば可なり。又行政上の故障により提案の如き方針に據れる分類を用ひ得ざる國々は、此案を採用實行したる國々の統計と比較し得るやう組替をなし得べき細別を設くることを努むべし。

六 勞働統計の目的の爲めに職業を分類するには可能なる限り決議案第三項に定めたる企業又は工場を基本單位となし

唯だ特殊の目的例へば失業統計の如きにより又は調査材料の性質により此單位を用ひ難き場合は例外となす。右企業又は工場内部に於て従業者を、統計の目的用途に應じて適宜詳細の度を異にする職業別に類別すべし。

七 國際比較の目的の爲め、主要工業の各自に於ける従業者の代表的種類の定義に關する統一を見んことを希望す。

草案說明

(國際勞働事務局統計主任ブリブラム氏) 豫て配付致した報告の分類方法研究は統計の目的とその目的に適切なる統計材料の性質といふ二様の見地から考察を進め、凡そ如何程まで材料を當面の目的に適應させ得べきかを究めんとしたものである。此二重の見地から考へて見て分類問題には特殊な困難が伴ふ。先づ我々の任務は一國の總人口を其の産業状態の上から分類するにある。單に勞働統計に付いて言ふならば各種の勞働統計が夫々異つた類別法を必要とするやうにも見える。けれども勞働統計の數だけ類別法を立てることは勿論不可能である。加之分類問題は單に勞働統計の立場よりのみ考ふべきものであらうか、勞働統計の凡ての種類又は主要なる種類に適當した分類法でさへあれば他の統計には必ずしも適當なるを要しないのであるか、之は疑問である。此問題は嚮きに失業調査専門委員會が失業統計の必要に應ずべき分類案の編成につき各國政府の意見を求めた時、各國政府の回答の中に十分論議し盡されてゐたのである。其結果勞働事務局に於ては一般の採用に供すべき産業分類は一國の經濟に於ける種々の産業の重要性を示すといふ根本義に基いて立案されなければならぬと確信するに至つた。此根本方針を一致して認めるといふことは今回の討議に對し共通の土臺を定める上に重要なことで、此方針に對しては格別の異議は無からうと信する。而して各種の勞働統計の必要に應じて一般分類法の中に幾何の變更を如何にして行ふべきかは寧ろ第二次の問題に屬するであらう。

今其問題よりも先きに前述の第二の見地、即ち統計の目的に適切なる統計材料如何の點について考へやう。先づ調査の基礎となる材料即ち産業生活にある總人口といふ方面から着目すると、其人口を究極の單位なる個人にまで分解し、然る後既定の分類法なり又は個人申告の結果によつて作つた分類なりに従つて個人を類別するといふ考になるのが自然の傾向である。即ち一般の職業調査は此方法に據るもので、その分類法は個人申告が集まつた後同種又は類似職業を記入した申告書を類集するだけで以て個人を類別するといふことは困難或は不可能であるところから、従來の調査に於てはすべて先定的分類が用ひられてゐるのである。分類法の中でもベルチヨンスの如きは最も著明なもので、是は國際分類の最初の企圖であるのみならず、現今の各種の分類の發達の上からも極めて重要な意義を有するものである。それで斯様にして總人口を産業生活にある個人にまで分解する場合には分類の單位は個人——一國の經濟組織と連關するよりは寧ろ孤立したところの、職業の見地から見た個人といふことになる。而してかく個人を類別すればその分類の性質は職業的となるのが必然である。

右の如き個人的分類には明かに短所がある。個人は實際生活に於て社會に對し孤立したる部分ではなくして有機體の一部を成すものである。最近の職業調査では、個人とその従事する企業又は事業體との連絡を表はすために申告用紙中に産業生活に於ける個人の位置を記入せしめる方法が試みられた、併しその計畫に十分の成果を齎らしてゐないやうである。是を以て見ても、個人にまで分解することによつて一國の經濟組織の概觀が満足に得られるものか如何かが大問題となるのである。凡そ經濟生活(消費に對する生産、運搬、用務といふ意味の)に於ける根本要素は個人にあらずして、企業事業體又は工場である。従て一國の經濟組織を示す分類は個人よりも大なる單位、即ち生産、分配、用務等の目的を果す専門的單位と見做されたる企業なり工場なりを以て基本單位としなければならぬ。斯様な趣意からして産業分類なるものを決定し、専ら孤立した個人を取扱ふところの職業分類と截然區別する必要が起るのである。而して此方針に基いた産業調査は

既に實地にも試みられてゐる。但し經驗上明かなる缺點は、主として、調査當日の失業者、及び産業單位と密接に關係せざる有業者が調査洩れになるといふ點であつた。併し假令かういふ缺點はあるにしても此種の調査は一國の産業組織を示す上に於て職業調査よりも遙かに適切であるのがその重大なる長所である。それで若し上述の如き根本主義を認めるとすれば乃ち職業分類と共に産業分類が必要となつて来る。依て此兩分類の區別に付て十分なる考究を仰ぎ、草案第一項の主旨に關し一致したる意見に到達せられんことを望む次第である。

さて以上二種の分類の詳細は姑く措き、國際的一致を達成する爲めに考慮せらるべき要項のみを擧ぐれば、先づ第一に産業分類中の大分類に關しては各國現在の分類法は略ぼ一致してゐる。即ち大分類は根本に於て仕事の方法如何によつて決定せられ、從つて生産と用務との二大別を設け、生産は更に之を分ちて原始生産及加工生産とするのが普通である。此點に關する提案は草案第二項にある。

斯の如く大分類には一致あるに拘らず、大分類の一つたる製造工業の内譯に至つては全然一致を缺いてゐる。實際此部分には著しい相異があるので、若し何等かの國際的一致を見んとするならば、更めて夫々の分類法の種々の基礎を再檢し各の基礎の重要性又は目的に對するの適當性を比較して見なければならぬ。同時に産業調査の主要なる目的が一國經濟組織の概觀を得しむるにあるといふ點も常に考慮に入れられねばならぬ。言ふ迄もなく各國現在の製造工業細別は主に三種の異つた基準に本づいてゐる、即ち使用材料か製造過程か、若くは製品の用途又は性質によつて分類せられてゐる。若し此中孰れか一つを採て他を悉く拋棄することが出来るならば問題は甚だ簡單となるのであるが、此試みは實際上餘り成功してゐない。それで茲に製造工業細別には以上三種の基準を組合せて用ふるといふ案を提出して意見を求むるのである。此案に對しては勿論異議が起るに相違ない、而も異つた意見を戦はすことが即ち貴重な結果を齎す所以で、此點に關する討議は最も注目し得るものがあるであらう。

三種の基準の組合せを必要と認むる第三項の主旨よりして如何に此組合せを行ふべきかの問題を生ずる。それで各國現行分類法の主なる特徴に鑑みて茲に提唱せんとする方法は先づ第一着に使用材料を基準とすることである。但し産業發達の結果として同一の材料を使用しながらも全然別種の企業、工場を生ずるとか、又は物品製造に對して異つた材料を使用する別種の企業、工場を生ずるが如き場合は例外である、斯の如き場合には製造過程若くは製品の性質が主たる基準とならねばならぬ。

如上の方針に基いて出来上つたものが第四項の分類案である、併し之は單に假定案に過ぎない、凡そ此種の試みの結果は何んなものであるかを示さうとしたもので、此案が直ちに全般の採用を受けることを期するわけではない。又所屬曖昧な場合とか、分界線に當る場合とかの決定が多少獨斷的な性質のものなることも蔽ひ難き事實であるので此種の決定の當否については十分専門家の意見を承り度い。勿論實際の事情により、或は神聖視された慣例の關係上、必ずしも純粹理論に基いた決定を採用すべからざる場合のあることを認めねばならぬ。又斯の如き分類法が凡ての種類統計——殊に凡ての種類労働統計の特殊の要求に適はない場合もあるであらう。而かも尙ほ此案は一般的國際比較の基礎として有益なる役目を果すことが出来るであらう。

特殊の目的により、一般の目的に使用せられる類別とは異つた類別を要する時は、一般分類の内部に適當な細類別を設けて修正分類法を作り出すことが出来るであらう。而して此細類別の基準は何を用ふるかといへば、夫は上述の三種の基準のうちその場合の特殊の目的に應じて最も重要なものを採ればよい。例へば國家の生産から見た或種の原料の重要性を示す爲めには使用材料を基準とするがよからう。或は工業用動力の種類(電氣、蒸汽、風力等)によつて分ち、或は公衆の用(公衆利用の業務その他)の見地から分類し、或は企業の所有主(個人、私的團體、公的團體)によつて分つこともあらう。或は又種々の産業の従業者の生命、健康の危險に基いて分類する場合(即ち産業災害統計に使用せらるゝ災害發生

率及災害程度による類別の如き)もあるであらう。而してかくの如く組合せ替、又は類集替を行ひ得るやうな細類別を立るといふ此方法は或は行政上の故障により、或は今後の産業調査と従前の夫れとの比較に困難を來す如き變革を好まないといふ理由により、提案分類法の採用を躊躇する如き國々に取つては殊に適切なるものとして推奨に價するであらう。すべて此等の點に關する事柄は草案第五項に含まれてゐる。

最後に職業分類に付ては、個々の職業の明確な定義と一般に承認せられた職業名稱とが存在しない限り、國際比較に資すべき一般分類案の編成は假令不可能でないまでも餘程困難である。大概の種類の勞働統計(賃銀及勞働時間、從業、罷業、閉鎖)に於ては、何等かの廣汎なる分類(熟練、半熟練、不熟練職工、技術職員、事務職員等)を設け、而して基礎單位として勞働者の所屬する工場又は企業を用ひることも可能である。然れども此方法は個々の勞働者の類集を求める失業統計には不適當である。後者の類集法は先づ第一に利用し得べき統計材料の性質によつて決定される、而してその材料を或は勞働組合、或は勞働紹介所、或は一般失業保險機關等、夫々出處を異にするであらう。以上の主旨は草案第六項に表はし、尙ほ之に對し附加的に設けた第七項に於ては、少くとも主要なる産業の從業者の代表的種類の定義に關する統一の希望を述べたのである。蓋し此一事が十分に實現せられない間は職業の合理的な國際分類に關する問題は解決を望み難いからである。職業の國際分類は、或は英帝國統計會議の提唱したるところと同じく主として仕事の過程と使用材料に基けらるべきものかも知れぬ。

終りに、特に全般の考慮を要する問題を簡單に約説すれば第一は凡そ如何なる目的を以て分類の主要目的となし、他の凡ての目的を之に従たらしむべきであるかといふこと。第二は産業分類と職業分類の別といふこと。第三は大分類には、特に製造工業には如何なる分類基準を適用すべきかといふこと。第四は或る國の便宜の爲め、又は統計的調査の特殊なる目的上特殊なる分類の必要を生じたる場合に於て組合せ替又は類集替をなし得らるゝ様なる細類別を設くることの可能な

りや否やといふこと。而して最後の問題は凡そ主要なる職業の定義の國際的一致を見る迄は完全なる職業分類を試むるは尙早なりと認めざるを得ないだらうかといふ點にある。

全般に亘る討議

(他の關係諸機關との聯絡につき)

(加奈陀コーツ氏) 本會の調査は同様の問題又は關係問題を調査する他の機關の事業と協同一致せしむべきものである。例へば最近ブラツセルに開催の國際統計協會大會に於ては國際貿易統計に適當なる分類法の問題が論ぜられ、又國際聯盟經濟部に於ても商業その他の統計に關する分類の問題を考究中である。分類問題は全部統一して考ふべきものと思ふ。

(白耳義ジュラン氏) 本會は他の機關、殊に國際統計協會の決定に背馳した行動を執る意志は無い。本會は最近國際聯盟と國際統計協會の間に設けられた聯合委員會と同様の方針で調査を進め得るであらう。

(勞働事務局統計主任プリブラム氏) 國際勞働事務局は國際統計協會其他の關係諸機關と親善なる關係を維持する事を希ふ。幸ひ本委員會には最近統計協會に於て國際貿易統計分類法に關する委員會報告の任に當られたジュラン氏を始め該協會會員の多數が委員として列席せられ居るを以て、該協會の從來の施設、行動に付いては十分事情を詳にし得ると思ふ。

(單一分類案の不可能と分類骨子につき)

(ジュラン氏) あらゆる種類の統計に適用出来る單一の分類法を定めるといふことは不可能ではないか。例へば國際貿易統計に適切な分類の中には産業、職業分類には表はれない類別を含むこともあらう。併し又各國共通の大部分類、例へば織物工業被服製造業の如きもので本會も夫に一致し得るやうなものも少くない。

(英國ヒルトン氏) 假令凡ての國に適用出来る分類案を作り得ずとも、他の種類の統計は兎も角勞働統計に對しては適當な國際的分類の大綱を示すだけのことは出来やう。本會に於て標準案が定まつたならば之を各國政府に配付して現行組織の變更を考慮中の國があるならば採用或は参考の用に供することが出来るであらう。

(奧太利クレツル氏) ジュラン氏と同意見である。凡ての種類の統計に適應する單一の分類法を定むることは不可能と思ふ。勞働統計だけでもその諸多の種類に對して單一制を採り得るかどうか疑問である。

(プリブラム氏) 勞働事務局は凡ての種類の勞働統計に對して單一の分類を提唱する意志ではない。各種の勞働統計の目的に應じて種々の細別を加へ得るやうなる分類骨子を一定せんと企つるのみである。右の如き分類骨子は各國の經濟組織の比較を助くると共に特別の要求にも適應せしめ得るものである。

(分類案と國勢調査の關係につき)

(ヒルトン氏) 産業、職業分類の最重要なる用途は國勢調査に關する用途であらう。國勢調査の結果は他の統計作製の標準となり又他の統計に参照せられる場合が多い。

(佛蘭西ユーベル氏) ヒルトン氏と同意見なり。本會に於ては専ら國勢調査に適當な分類を考ふることに全力を注ぎ、失業賃銀等の勞働統計の如き特殊の目的に對して如何なる分類法が最適當であるかといふやうな問題には拘泥しない方がよいと思ふ。

逐項討議

(産業分類と職業分類との區別につき)

(プリブラム氏) クレツル氏の質問に答ふ。勞働統計の目的の爲めには個人を孤立したる單位と考へずして事業體といふ大なる群に集めて考へねばならぬ。夫故に個人を職業とは引離して、從事するところの産業によつて分類する方針を立てたのである。勞働事務局が産業分類案のみを立案した理由は職業の方は單に目錄さへ作ればよいからである。

(獨逸ブラツェル氏) 元來個人職業による分類は今日とは全然異つた經濟組織に適合すべく作られたものであつて現在の産業状態には適應しないものである。そこで産業分類と各産業内に於ける職業分類とを結合した新分類法の必要を生ずるに至つた。此分類法は既に獨逸に於て實驗せられ舊制度よりも比較に便なることを證明してゐる。

(ヒルトン氏並にユーベル氏) 國勢調査から來る材料は原案に擧げられたる如き二種の異つた分類を必要とする。(以下ユーベル氏)かゝる分類法は現に多數の國に行はれてゐるところであり、且つブラツェル氏の所説の各産業中に職業分類を設ける方法の如く複雑でないのである。又プリブラム氏の説では職業分類の問題は措き單に産業分類のみ考へるといふやうに聞えたが夫で可いのであるか。凡そ職業分類は勞働統計のみならず人口統計の如き方面からいつても必要なものではないか、且つ此兩種の分類は相互補足の意味を以て多數の國々に使用せられてゐるのであるから、單に一方だけを考へるといふことは不當ではないか。

(委員長ヒルトン氏) 以上討議要點を約説す。大多數の國にはその國の勞働者に關し二つの異つた見地から統計を要求する。第一、國內に於て夫々の職業に従事する人員數を求め、第二、國內に於て夫々の産業に従事する人員數を求め、而して此等の統計は種々の目的に對して必要な基本知識を與へるものである。例へば一定の職業に於ける災害率又は疾病率を決定するには第一の統計を要する、又一定の産業に於ける不況の打撃を受けたる人員數を決定するには第二の統計を要するのである。凡そ必要な統計材料を得る方法として最主要なるものは國勢調査である。而して國勢調査の結果表示には産業分類の必要なることは已に一致した意見である、職業分類に至ては、夫々の産業中に於ける主なる職業の従

業者の數を知ることの必要は一般に認められてゐるのであるが、併し單に夫だけの趣意で表示せられた職業統計は一國內に於て夫々の職業に従事する者の總數を知る目的からいへば廣汎を缺く憾がある、それ故原案の如き二種の分類の必要を生ずるのである。但し此原文には多少敷衍を加ふべき餘地がある。

(修正起草委員を擧ぐることに一致、休憩の後ユーベル氏修正案を朗讀し之につき尙討議あり、ユーベル氏左の如く再修正案を提出す)

「有業者は先づ第一に各自の従事する産業によりて分類すべし。而して各産業の内部に於て更に有業者を個人職業によりて分類するも可なり。右の如き二重分類をして個々の代表的職業に對する従業者の總數を示す程度に詳細ならしむること能はざるを以て、凡ての有業者をその個人職業によりて分つところの第二種の分類を行ひ、以て國際比較の目的に供すべき二種別々の分類、即ち(a)産業によるものと(b)職業によるものとを備ふる様にすべし。」

(ユーベル氏) の説明修正案に於ては産業、職業兩様の分類を原案通り保存し前者を先にした。理想を言へば各産業中に於て個人職業により完全に労働者を分類し盡すことが望ましいには相違ないが、左様な分類案は作製に多大の勞力を要することでもあり、大多數の國には推奨し難いであらう。

(諾威ヨンスベルグ氏) 孰れの國にも産業内部の職業によつて分類することを得ない部類の労働者があり、これ等は別に分類を要求する、夫故若干の國々に於ては産業分類と職業分類とを組合せた混合分類法を用ひてゐる。

(ヒルトン氏) ユーベル氏案の二重分類はヨンスベルグ氏の主旨にも適合する。例へば或種の職業が單に一つの産業例へば炭礦業といふやうなものの中にのみ存在する場合がある、此場合は職業分類は産業分類と一致し、産業分類は直ちに國內に於て此種の職業に従事するものゝ總數を示すであらう。又之に反して洗濯婦、荷車夫の如く各産業の中に於て示し難き職業もある、此等の職業にあるものゝ總數は個人職業による別な分類を以てしなければ調べ得られぬであらう。

(和蘭ヴァン、ダム、イセルト氏) 各産業中に於て凡ての職業の分類を示すことは必ずしも不可能でない、現に和蘭の如きは此法を行つてゐる。仍て修正案中に「詳細ならしむること能はざるを以て」とあるを「詳細ならしむること能はざる場合には」と變更せられたい。

(右の點を修正したる上ユーベル氏案可決せらる)

(産業大分類につき)

(コーツ氏) 漁業と林業とを農業に入れず獨立の項目とすべし(ヴァン、ダム、イセルト氏及瑞典ニストロム氏の賛成あり)

(西班牙マリソ氏) 瓦斯、電氣等の如き動力の發生及傳送を「原始生産」の部に入れては如何

(濠洲、コグラン氏) 牧畜業は亞爾然丁、濠洲等に於ては農業と別になつてゐる、獨立させることにしたい。

(コーツ氏) 加工生産を製造工業、手の職、公衆利便の工業(瓦斯、電氣等)及建設の四部に再分しては如何、加奈陀では以前建設を製造工業に加へてゐたが一般に變則と感ぜられたので今日は之を獨立さしてある。

(プリブラム氏) 建設は製造工業から分つことが出来る、手の職を特別の項目とするのは困難であらう。

(ヨンスベルグ氏) 諾威では旅宿飲食店を提案分類の如く「家事及個人用務」に入れずして「商業」の部に入れてゐる。

(マリソ氏) 「行政」は國有公有の産業に従事するものを含むかどうか。此種産業の従事者は私營事業に従事するものと立場を異にするから別に表すがよいではないか。

(プリブラム氏) 國有、公有の産業と私營産業によつて従業者を分類することは或る特殊の目的には便利であるかも知れぬ。而かも或る種の産業が全部又は一部分國有又は國營であるや否やといふやうなことは一國の産業組織又は經濟組織の調査上からいふと重要な問題ではないのである。

(ユーベル氏) マリオン氏に賛成する。國有、公有事業に従事するものは恩給年金、地位の安固の程度等から見て、私營事業の従業者と區別するのが勞働統計の目的上必要だと思ふ、佛蘭西では多年此方法に據つてゐる。

全體について一言する、思ふに本會に於て満足なる分類案に一致を見ることは困難であらう。假令一致を見たにしても之を各國に採用せしめることは更に困難である。何故なれば各國が之によつて直ちに分類の大變更を行ふとすれば前年の數字との比較に複雑を來すことが明かだからである。一八九三年のベルチヨン案が存外各國に採用せられてゐないのを見ても容易に樂觀出來ないことが分るであらう。

凡そ此問題の難關と見るべきは各種産業の配列の論理的順序を定めることにあるのであつて、これは非常に意見の差異を生ずる點である。然るに茲に凡ての國に略ぼ共通なる主要産業が二百乃至三百種あつてこれは國際比較の基礎となり得べきものである。一九一三年に設置せられた國際貿易統計局に於ては各加入國をして各自の分類法を廢して一齊の國際分類法を使用せしむることの不可能なるに鑑み、各國が夫々独自の分類を用ふることを承認し、その代りに國際分類中の主要項目に對する統計摘要を提供せしむるの法を採つたのであるが、勞働事務局に於ても此方法に倣ひ、大多數の國々の統計に共通なる二百乃至三百種の主要なる産業を便宜の順序、例へばアルファベット順に配列したる目錄を作り、本會員に諮りたる上にて各國政府に配付し各國独自の分類による勞働統計の他に目錄に載せたる主要部類に應じて統計摘要を作成することを勸告しては如何、かくすれば前述の如き産業配列の順序に関する困難は免れることが出来る、而して又配列の順序は勞働統計比較の見地から見れば第一義的に重要な事柄ではないのである。

(ヒルトン氏) 第二項の原案は産業は斯々の部門に大別することが出来るといふことの概略を示さうとしたもので決して完全にして理想的なる國際分類として掲げられたものではない。而して本會に於て假令如何なる分類案を可決したにしろ各國が之に響應して直ちに分類案を變更することは望み難い。けれども、本會は之によつて將來統一に到達すべき大

體の針路を示すことは出来るのである。又現に分類法の變更を企てつゝある國々に向つては本會可決の綱領を參考するやうに勸告することも出来るであらう。

原案A、B、Cの大部分に付ては異論はあるまい。八つの細別に付ては全く異議ないでもなからうが、併しこれは勞働事務局に於て他處では得られぬ程の豊富なる材料を供へて慎重に調査を行つた上で作成したものである。仍て原案は原始生産の項目中討議に上つた點だけ修正を加へて採用してもよいと思ふ。

(更に討議あり、結局第二項は第一類に少しく修正を加へて可決す)

(製造工業分類の基本單位につき)

(原案第三項はユーベル氏の提議により一部に分ち、第一部即ち「製造工業を分類するには専門的一單位と見做さるゝ企業、工場等を以て基本單位とすべし」といふを以て第三項と見做す。討議の結果「企業、工場」等とあるを「事業體」と改め原案を可決す)

(製造工業分類の基準につき)

(コーツ氏) 此問題は今回の議事中に於て最も困難にして而かも最重要な點である、且つ又單に勞働統計のみならず一般統計の立場からも考察を要する問題である。原案では一分類案の全體を單一の基準で貫くことを不可能と見てあるやうだが事實必ずしも左様でない。加奈陀統計局の如きは凡ての統計に亘つて單一の基準による別々の分類法を用ゐる。例へば主成材料による分類がある、これは一般統計の目的から言つて恐く最主要なるのであらう。又關稅課の用途に本づいた分類もある。即ち斯様の方針の下に各項目について夫々適當なる細分を行ふことにしたならば原案の制度よりも簡單にして且つ完全なものが得られるであらう。

(ヒルトン氏) コーツ氏の説に従へばすべての事業體が原案に挙げられた三つの基準を本とした三つの異なつた分類系統の中に置かれ、それらの分類系統の一つ一つは國內産業のすべての部類を包含しなければならぬことになるが是は本會に於て已に可決した原則の範圍を超えるのだと思ふ。勞働統計に適當な分類法を示すには、原案の労働生活日常の實際に適合し、且つ加奈陀以外の各國の現行分類法とも一致してゐる點に於て優つてゐる。併しながら本會は只一方に於てコーツ氏案の如き方法もあるといふことを考慮の中に置かなければならぬ。我々はさういふ方面の發展の途を妨げてはならぬ、故に左様の意味からして原案に多少の修正を加へるがよいと思ふ。

(ユーベル氏) 産業分類を科學的の原則に本づけることの出来ないのは如何にも遺憾の次第ではあるが、而かも實際上各國に於て三つの基準が種々の程度に組合せて用ひられて居り、單一基準の企ては從來成功して居ないといふ事實を認めざるを得ぬ。私見によれば基準は製造過程に重きを置くがよいと思ふ。何故なれば産業の發展につれて同一の過程を異つた材料に施す場合が益々多くなるからである、而かも他の二つの基準も全く用ひないわけには行かぬ。一體産業分類の根本となるべき一般的原则を定むるは至難の業であつて、就中主なる困難は前述の如く論理的配列順序といふ點にあるのであるが、翻て考ふるに各國一致の配列を用ふるといふ事が左程重要であらうか。畢竟するに國際比較の要件は各國に共通な主要産業に關する統計を明かにするにある。故に本會に於ては必ずしも配列順序の問題に觸れる必要はないので、寧ろ勞働事務局に勸めて國際的に統計を知るの要ある二百乃至三百程の産業を便宜の順序に配列したる目錄を作成して之を各國に配付せしめ、各國各自の分類法による類別の内部に目錄面の産業に關する統計を知り得るやう細別を行ふことの可能なるを各國に向て注意せしめる様にするがよい。

(プリブラム氏) 嚮きに報告を作成した當時、コーツ氏所説の如き三重分類を提唱することも研究問題になつたのであるが、結局此案は一般統計家に採用せられ難きこと且つ何れにしても、此分類は凡ての場合には適用し得られないもので

あることを認め、一方に於ては經濟生活及社會生活の複雑にして多様な變化と歴史的發達とに鑑みて、國際的の提案として最も妥當なるものは原案に挙げたる三基準を組合せ、就中歴史的に主要なる地位を占むるところの使用材料に重きを置くの案であるといふ結論に達したのである。併しながら本會の意見が此案の推奨を尙早と認めるならば、姑くユーベル氏の提案に従ても差支ない、その場合には勞働事務局は國際聯盟事務局の協力を待て産業表を作ることによつたい。但し斯様な目錄が出来上つたとしても分類問題は依然問題として残るであらうから、ユーベル氏の案は暫定案たるに過ぎないものである。

(丁抹イエンゼン氏) ユーベル氏案の目錄に收むべき産業數を百種位に減じ、定義の明瞭を期し難き多數の産業よりして混亂を生じないやうにした。

(コーツ氏) 社會的經濟的解剖の目的に適つた分類法を定めんとするならば加奈陀の如き方法を取るのが適當である。其故は上述の目的から言へば統計者の日常の仕事と最重大な關係を有するものは大類別よりも寧ろ細類別であるからである。余は必ずしも所謂三重分類を説くものには無い。原案に挙げられた三基準は最普通なものには相違なけれども、此他にも尙使用し得べき基準があるかも知れぬ。兎に角二つ以上の分類を夫々單一の基準を以て貫くといふことは單一の分類に種々の基準を混用するよりも結果に於て簡單且つ精確である。多數の産業には二つ以上の事實を考量しなければならぬ場合がある。此場合單一の分類を以てすれば或る事實の爲めに他の事實を犠牲にすることになるであらう。此點から考へても單一基準で貫いた分類を幾様にも立てるのが論理的でもあり又實際に適切でもある。併しながら本會の意嚮として一定の分類を提示し難いといふにあるならば、ユーベル氏の案を成立せしめ、他日進んで此重大な分類問題を解決するの途を開かれんことを希望する。

(ヒルトン氏 原案の代案たる左記ユーベル氏の草案を朗讀す)

「産業分類の科學的基礎に關し一致を遂げ得る時期まで、且又國際比較の便を計る爲めに、各國使用の産業類別は暫定表に載せたる相當に纏れる數の産業に關し常に別々の統計を知り得るやうに細別すべし。右暫定表は産業名をアルファベット順に配列したるものにして、國際勞働事務局は國際聯盟事務局及び各國の關係統計機關に諮りて之を作製するものとす。

此問題に關し國際統計協會と協定を遂げんことを希望す。」

(國際聯盟事務局經濟財政部代表ラブデー氏) 聯盟事務局は産業表作製に關し國際勞働事務局と協力することを喜んで受諾するものである。此提議は一九二二年國際聯盟總會に於て聯盟事務局は國際勞働事務局と協力して統計方法の問題を調査研究すべしと決議されたのと恰も同一の趣意である。加之聯盟事務局が最近國際統計協會と共同して定めたる統計方法に關する仕事の豫定計畫中にも商工業分類統一の問題を含むを以て聯盟事務局は旁々此種の協力を喜ぶ次第である。

(ヒルトン氏) 大多數の國々に於ては現今已に産業目錄を備へてゐるには相違ないが、夫等の目錄には甚しき異同がある。故に本會は各國夫々の目的にも適し且つ國際比較にも便なる一つの共通目錄を定むるの可能方面を開拓すべきである。今やユーベル氏の案は此方面に於ける將來の進歩に對し出發點を作るものである。余は原案第三項の殘部を割愛し代りにユーベル氏案を採用するを以て却て統計學に貢獻するところ多大なるものありと信ずる。勿論ユーベル氏案を採用したる後と雖も國際勞働事務局が聯盟事務局及國際統計協會と協同して、原案第四項と同主旨の産業分類にして本會の討議に照し一層各國の採用に適當にして將來國際標準分類の基礎となるべきものを考案することを妨げないのである。

(伊太利ソラニフ氏) 單に産業目錄を作製する爲めに國際聯盟や國際統計協會の協力を待つ必要はないと思ふ。ユーベル氏草案より是等の團體名を削除しては如何。

(委員會は右二團體を特に明記することは却て將來の不便を醸すべきを認め、ユーベル氏草案末尾にある二團體の名稱

を除き「有益なる援助を期待し得べき統計事業及び其他の機關に諮りたる上にて之を作成す」と修正し、尙此以外にも多少字句を修正したる後ユーベル氏案は満場一致を以て可決せらる)

(右の可決により勞働事務局提出原案第四項及第五項は自然考慮の必要を失ひ、第六項は已に可決したる第一項決議案と同主旨なるを以て省略に決す)

(各國主要産業及職業名の定義の一致について)

(プリブラム氏) 提案の究極の目的は各國の勞働統計表示に用ひらるゝ産業及職業名稱の國際語彙を作らんとするにある。是は各國専門家の援助を待たずんば、勞働事務局の獨力では出來ぬ仕事である。

(ヒルトン氏) 職業の標準的國際定義を定めるといふことは考へ得べからざる事柄である。勞働統計の國際比較に當つて實際に困難とせらるゝ點は或國で或職業を表はす名稱は他の國に於ける夫れの對等語と必ずしも同意義を持たぬといふことである。夫故に異つた國語に於ける統計に用ひられたる産業名なり職業名なりの正確な意味を知るべき材料を備へることが最必要である。英本國では目下國勢調査申告に表はれた職業名の殆んど全部を網羅した辭書を編纂中である、之は他國の統計家が英國の統計を使はれる場合に餘程重寶であらう。若し可成多數の國々に於て假令今少し小規模にても同様の計畫をせられたらば統計研究を益すること多大だと思ふ。仍て原案に代ふるに左の案を以てすることを提議する。

「國際比較の目的上、各國が各自の勞働統計に關して英國に於て最も普通に用ひらるゝ職業名、産業名その他の用語の定義を發表せんことを望む」

(ユーベル氏) ヒルトン氏案に賛成す。各國統計機關より發行する刊行物には所載統計に關する主要なる名稱の簡單なる名彙を附するやうにせられ度い。尙ヒルトン氏の述べられたやうな計畫は米國、佛蘭西に於ても行はれてゐる。ヒルトン氏案の可決は此方面の進歩に貢獻するであらう。

本會議に於けるA委員會委員長報告

産業、職業分類の國際的統一に關する委員會は國際勞働事務局提出の決議草案に基き討議を行つた。以下委員會に於て一致し且つ本會議に提出の目的を以て採擇せられた決議案(別項記載)が右草案の文面と稍々相異するに至つた理由を簡單に述べる。

草案第一項は主旨に於ては之を採擇し、唯だ決議の目的を明かにする爲め原文を少しく敷衍することに一致した。

第二項は僅々數語を修正したるのみにて採擇に決した。

第三項は草案冒頭の一節に付ては委員會の完全なる一致を見たるにより之を引離して獨立の一項と認め、僅少なる字句の修正を加へてその部を可決した。

草案第三項の殘餘に關する討議に於て、産業分類を單一基準によつて行ふことは實際的不可能なりとする原案の主張に對し異議を生じた。即ち使用材料、仕事の過程又は生産品といふ如き單一の基準による分類を別々に作ることは必ずしも不可能ならずといふ説が起つたのである。而かも斯の如き多面的分類法は果して勞働統計の實用に供し得るものありや否やが問題となり、之を十分に討議し盡すことは時間の許さなかつた。且つ又草案の此部分は決議案全體を以て主張する統計的畫策に取つて必ずしも極めて重要なものではないといふ見解を生じ、此理由によつて此部分は決議文面より削除せられるに至つた。

草案第四項、第五項、第六項に關しては原文の趣意と餘程異つた意見を生じた。結局委員會は草案第四項に示されたる

如き製造工業の分類に關して一致を見ること困難なるものと斷定し、別の提案を採用するに決した。即ち一定の標準分類法を推奨することを止め、その代りに國際勞働事務局に於て必要あらば他の統計機關にも諮りたる上にて大多數の産業國家に共通なる産業の分類せざる目錄を作成し、各國に勸めて實行し得る限り右目錄所載の各單位に關する統計を示し得るやうに各自の分類を按配せしむるを適當と認め此主旨を國際勞働事務局に向つて提唱することに決した。而して是は將來標準國際分類の設定に到達すべき準備行動として直ちに實行し得べき事柄と考へたのである。

草案第七項は原文に多少の修飾を加へ、各國の勞働統計機關が各自の統計刊行物に用られたる主要用語の定義を發表し、異なる國語に於ける勞働統計を國際的に比較するの便を計られんことを希望するの主旨を一層明確に表明するに決したのである。

(右報告は本會議に於て滿場一致を以て可決せらる)

勞働統計會議を通過したる決議正文

一 産業及職業分類

一 有業者は先づ第一に各自の従事する産業によりて分類すべし、而して各産業の内部に於て更に有業者を個人職業によりて分類するも可なり、右の如き二重分類をして個々の代表的職業に對する従業者の總數を示す程度に詳細ならしむること能はざる場合には凡ての有業者をその個人職業によりて分つところの第二種分類を行ひ、以て國際比較の目的に供すべき、二種別々の分類、即ち(a)産業によるものと(b)職業によるものとを備ふる様にすべし。

二 産業は次の大分類に分類すべし。

國際勞働統計會議に於ける産業及職業分類に關する討議及決議

- A 原始生産
 - 農業、牧畜、林業、狩獵、漁業等、鑛業、土石採取業等、即ち礦物の採出。
 - B 加工生産
 - 製造工業等、即ち材料の變形又は變更、並びに建物、道路等の建設及び既成品の修理。
 - C 用務
 - 運輸、通信
 - 貿易、金融、商業
 - 行政、防備
 - 自由業
 - 家事及個人用務にして報酬を受くるもの「賄、宿泊」の供給。
- 三 製造工業を分類するには専門的一單位と見做されたる事業體を以て基本單位とすべし。
- 四 産業分類は一致したるもの無きを以て、且つ一致したる分類に到達すべき準備として且つ又國際比較の便を計る目的を以て各國使用の産業類別は暫定表に載せたる相當に纏れる數の産業に關し常に別々の統計を知り得る様に細別すべし。
- 右暫定表は産業名をアルファベット順に配列したるものにして國際勞働事務局は有益なる援助を期待し得べき統計事業及びその他の機關に諮りたる上にて之を作成するものとす。
- 五 國際比較の目的上各國が各自の勞働統計に關して其國に於て最も普通に用ひらるゝ職業名、産業名その他の用語の定義を發表せんことを望む。

職業分類

(大正九年十二月二十四日内閣訓令第一號)

(大分類)	(中分類)	(小分類)
一 農	一 農耕、畜産、蠶業	一 農作 二 園藝、造園 三 牧畜、搾乳、養禽 四 養蠶、蠶種製造 五 其他ノ農業 六 森林業 七 林産物業 八 狩獵 九 漁撈、採藻 一〇 魚介藻養殖 一一 製鹽
二 水産	三 漁業、製鹽業	一二 其他ノ水産業
三 鑛	四 採鑛、冶金業	一三 金屬鑛業 一四 石炭鑛業 一五 石油鑛業 一六 其他ノ鑛業
四 工	五 土石採取業 六 窯業	一七 土石採取業 一八 セメント、石膏、石灰類製造 一九 瓦、土管製造

我が國に於ける職業分類

七 金屬工業

- 二〇 煉瓦製造
- 二一 陶磁器、土器製造
- 二二 七寶燒、珐瑯品製造
- 二三 硝子、硝子品製造
- 二四 其他ノ窯業
- 二五 精鍊業
- 二六 金屬壓延業
- 二七 釘、鉄、針類製造
- 二八 鐵葉職、鐵葉品製造
- 二九 鋼索、鐵鎖等製造、針金細工
- 三〇 鍛冶業
- 三一 鑄物業
- 三二 銅器、真鍮器、青銅器類製造
- 三三 其他ノ金屬工業
- 三四 度量衡器、計測器、化學的機械器具類製造
- 三五 時計製造
- 三六 電動機、電氣機械器具製造
- 三七 原動機製造(汽缸、瓦斯發生機等ヲ含ム)
- 三八 銃砲、彈丸、水雷製造
- 三九 紡織機械器具製造
- 四〇 農具、土工具製造
- 四一 機關車、車輛製造
- 四二 造船業

八 機械器具製造業

九 化學工業

- 四三 金屬工用、木工用機械器具製造
- 四四 航空機製造
- 四五 其他ノ機械器具製造
- 四六 工業藥品、醫療藥品製造
- 四七 賣藥、賣藥類似品製造
- 四八 染料、顔料及其原料類製造
- 四九 石鹼製造
- 五〇 化粧品類製造
- 五一 燐寸、附木製造
- 五二 火藥、其他ノ爆發物製造
- 五三 油脂類製造
- 五四 蠟、蠟燭製造
- 五五 護謨、セルロイド、防水品製造
- 五六 漆、其他ノ塗料製造
- 五七 肥料製造
- 五八 化學分析、検査ニ關スル業
- 五九 其他ノ化學工業
- 六〇 生絲製造
- 六一 人造絹絲製造
- 六二 捻絲製造
- 六三 眞綿、ベニ製造
- 六四 綿製造
- 六五 綿絲紡績業

一〇 纖維工業

- 二 紙工業
 - 六六 其他ノ紡績業
 - 六七 織物業
 - 六八 毛織物業
 - 六九 莫大小、莫大小品製造
 - 七〇 編物、組物製造
 - 七一 綱、繩、網類製造(藻製品ヲ除ク)
 - 七二 麻絲維、絲返業
 - 七三 染色、捺染、漂白及絲布加工業
 - 七四 湯熨斗、浸拔、洗張、洗濯業
 - 七五 西洋洗濯業
 - 七六 紙製造
 - 七七 板紙、壁紙製造
 - 七八 パルプ及其他ノ紙料製造
 - 七九 紙品製造
 - 八〇 裱具師
 - 八一 皮革製造
 - 八二 皮革品、擬革、擬革品製造
 - 八三 骨、角、甲、牙、貝類ノ細工
 - 八四 刷毛類、其他ノ羽毛品製造
 - 八五 製材業
 - 八六 木挽、屋根板製造
 - 八七 剝物、木地、曲物製造
 - 八八 樽、桶類製造

一二 皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業

一三 木、竹類ニ關スル製造業

- 一四 飲食料品、嗜好品製造業
 - 八九 建具、指物、木型、寄木、合板製造
 - 九〇 漆器製造
 - 九一 箆、籠、行李類製造
 - 九二 疊表、蓆産類製造
 - 九三 疊職
 - 九四 藁、麥稈、棕梠、經木細工
 - 九五 其他ノ竹木草蓆品製造
 - 九六 精穀、製粉業
 - 九七 麵類、麩、湯葉、蒟蒻製造
 - 九八 豆腐製造
 - 九九 菓子、麵飽製造
 - 一〇〇 砂糖類製造
 - 一〇一 麴製造
 - 一〇二 清酒製造
 - 一〇三 麥酒製造
 - 一〇四 其他ノ酒類製造
 - 一〇五 味噌、醬油製造
 - 一〇六 屠畜、肉類品製造
 - 一〇七 罐詰、罐詰製造
 - 一〇八 鹽乾魚介節類製造
 - 一〇九 海藻、其他水産食料品製造
 - 一一〇 清涼飲料製造
 - 一一一 製茶業

一五	被服、身ノ廻リ品製造業	一一二	煙草製造
		一一三	製氷及冷蔵業
		一一四	其他ノ飲食料品製造
		一一五	和服裁縫
		一一六	洋服裁縫
		一一七	帽子製造
		一一八	シャツ、手套、股引、脚絆、足袋類製造
		一一九	袋物製造
		一二〇	扇子、團扇、提燈、傘、合羽類製造
		一二一	洋傘、杖類製造
		一二二	履物類製造
		一二三	靴製造
		一二四	其他ノ身ノ廻リ品製造
一六	土木建築業	一二五	土木建築請負業
		一二六	土木建築ノ設計、測量等ニ關スル業
		一二七	大工
		一二八	左官、泥工、セメント工、煉瓦職
		一二九	石工
		一三〇	屋根職
		一三一	ペンキ、漆、其他ノ塗料塗職
		一三二	土方、嵩職
		一三三	潜水業
		一三四	其他ノ土木建築ニ關スル業

五商

一七	製版、印刷、製本業	一三五	木版、金屬版、石版、其他ノ製版、印刷業
		一三六	活字製造、活版印刷業
		一三七	製本職
一八	學藝、娛樂、裝飾品製造業	一三八	筆、墨製造
		一三九	ペン、鉛筆、インキノ類製造
		一四〇	其他ノ文具製造
		一四一	樂器製造
		一四二	博物標本、模型、運動用具、遊戯品、玩具製造
		一四三	造花、押繪、刺繡、其他ノ裝飾品製造
		一四四	貴金屬、寶石、飾石細工
一九	瓦斯、電氣及天然力利用ニ關スル業	一四五	瓦斯發生、供給、其裝置業
		一四六	電力發生、供給、其裝置業
		一四七	其他ノ天然力利用ニ關スル業
		一四八	其他ノ工業
二〇	其他ノ工業	一四九	穀類粉類販賣
二一	物品販賣業	一五〇	蔬菜、果物類販賣
		一五一	魚介藻類販賣
		一五二	鳥獸肉類販賣
		一五三	酒類、調味料、清涼飲料販賣
		一五四	菓子、麵粉類販賣
		一五五	茶販賣
		一五六	其他ノ飲食料品販賣
		一五七	肥料販賣

- 一五八 燃料販賣
- 一五九 木材、竹材販賣
- 一六〇 石材、其他ノ建築材料販賣
- 一六一 建具、家具、指物類販賣
- 一六二 壘、筵、荒物類販賣
- 一六三 陶磁器、硝子、硝子品類販賣
- 一六四 地金、金屬器具販賣
- 一六五 機械、車輛、農具類販賣
- 一六六 皮革、擬革、其製品販賣
- 一六七 織物、被服類販賣
- 一六八 綿、絲類、編物、組物類販賣
- 一六九 紙、紙製品、文房具、玩具、遊戯品販賣
- 一七〇 圖書、新聞、雜誌、其他ノ出版物ノ發行、販賣
- 一七一 小間物、唐物、履物、雨具、雜貨販賣
- 一七二 藥品、染料、顔料、香料等販賣
- 一七三 度量衡、科學的機械器具、時計、貴金屬、寶石類販賣
- 一七四 外國貿易商
- 一七五 古物商
- 一七六 葬具商
- 一七七 其他ノ物品販賣
- 一七八 賣買媒介業
- 一七九 周旋業
- 一八〇 興信業

二三 媒介、周旋業

六 交通業

- 二三 金融、保險業
 - 一八一 銀行業
 - 一八二 質屋業
 - 一八三 貸金業
 - 一八四 其他ノ金融業
 - 一八五 生命保險業
 - 一八六 其他ノ保險業
 - 一八七 物品質貸業
 - 一八八 倉庫業、其他ノ物品預リ業
 - 一八九 旅人宿、下宿業
 - 一九〇 料理店、飲食店、席貸業
 - 一九一 遊戯、興行ニ關スル業
 - 一九二 理髮業、理容業
 - 一九三 浴場業
 - 一九四 其他ノ商業
 - 一九五 郵便、電信、電話業
 - 一九六 鐵道業
 - 一九七 軌道業
 - 一九八 人力車業
 - 一九九 乘用ノ自動車、馬車業
 - 二〇〇 其他ノ車馬運輸業
 - 二〇一 船舶運輸業
 - 二〇二 運輸取扱業
 - 二〇三 其他ノ運輸ニ關スル業
- 二四 物品質貸業、預リ業
- 二五 旅宿、飲食店、浴場業等
- 二六 其他ノ商業
- 二七 通信業
- 二八 運輸業

七 公務、自由業

二九	陸海軍人	二〇四	陸軍現役軍人
		二〇五	海軍現役軍人
三〇	官吏、公吏、雇傭	二〇六	神官、神職、雇傭
		二〇七	宮内官吏、雇傭
		二〇八	官吏、雇傭
		二〇九	公吏、雇傭
三一	宗教ニ關スル業	二一〇	神道ニ關スル業
		二一一	佛教ニ關スル業
		二一二	基督教ニ關スル業
		二一三	其他ノ宗教ニ關スル業
三二	教育ニ關スル業	二一四	學校ニ勤務スル者
		二一五	圖書館、博物館、動植物園等ニ勤務スル者
		二一六	其他ノ教育ニ關スル業
三三	醫務ニ關スル業	二一七	醫業
		二一八	齒科醫業
		二一九	調劑業
		二二〇	産婆業
		二二一	看護業
		二二二	按摩、鍼灸業
		二二三	其他ノ醫療ニ關スル業
		二二四	獸醫業
		二二五	蹄鐵業
三四	法務ニ關スル業	二二六	裁判所ニ勤務スル者

八 其他ノ有業者
九 家事使用人
一〇 無職業業

三八	其他ノ有業者	二二七	辯護士業、特許辨理士業
		二二八	執達吏業
三九	家事使用人	二二九	公證人業
四〇	収入ニ依ル者	二三〇	新聞、雜誌、通信記者
		二三一	著述者
		二三二	文藝家
		二三三	畫家、彫刻家
		二三四	音樂家
		二三五	時繪業
		二三六	寫真業
		二三七	其他ノ藝術ニ關スル業
		二三八	技藝、娛樂ニ關スル業
		二三九	學術、慈善、政治、社交、其他ノ團體ノ事務ニ從事スル者
		二四〇	代書業
		二四一	其他ノ自由業
		二四二	日傭業
		二四三	其他ノ有業者
		二四四	家事使用人
		二四五	小作料ニ依ル者
		二四六	地代、家賃、有價證券ノ収入ニ依ル者
		二四七	恩給、年金、其他ノ収入ニ依ル者
		二四八	準世帯ニ在ル學生、生徒
四一	無職業業		

- 二四九 精神病院、感化院、慈善病院等ニ在ル者
- 二五〇 官公又ハ慈善團體等ノ救助ヲ受クル者
- 二五一 在監人
- 二五二 其他ノ無職者

大正十四年六月三日印刷
 大正十四年六月五日發行

〔定價金壹圓貳拾錢〕

發行者 東京統計協會

代表者 神波泰造

東京市京橋區山城町六番地

印刷者 村田兼吉

東京市京橋區本八丁堀三ノ四

印刷所 大都印刷合資會社

東京市京橋區本八丁堀三ノ四

524

223

ms

終

